

2026年度版

みやぎ

福利厚生ハンドブック

● 資格取得及び喪失・掛金等	- 2 -
● 病気・ケガ	- 9 -
● 結婚・出産等	- 12 -
● 暮らし・借入れ	- 16 -
● 事故・災害	- 23 -
● 退職手当	- 26 -
● 年金のしくみ	- 28 -
● おくやみ	- 30 -

編集発行

宮城県教育庁福利課 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hukuri/> 問い合わせ TEL:022-211-3672

仙台市教育局総務人事部教職員課 <https://www.city.sendai.jp/soshikikanri/shise/gaiyo/soshiki/265/index.html>

公立学校共済組合宮城支部 <https://www.kouritu.or.jp/miyagi/>

(一財) 宮城県教職員互助会

はじめに

教職員の福利厚生事業について、地方公務員法は、厚生制度と共済制度に関する規定を設けており、厚生制度について、地方公共団体は、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と定めています。また、共済制度については、教職員及びその被扶養者の病気、負傷、休業等に関して適切な給付を行うため、「相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない。」と定めています。

このため、本県では、宮城県（教育庁福利課）、仙台市（教育局人事課等）と公立学校共済組合宮城支部（以下「共済組合」という。）及び一般財団法人宮城県教職員互助会（以下「互助会」という。）は、教職員の皆様とご家族の健康と福祉の向上を図るため、それぞれ独自に特色ある事業を実施するとともに、多くの事業で連携・協力を図ることで、より効果的できめ細かなサービスの提供を目指しています。

お問い合わせ先・業務内容

	班名・電話番号	業務内容	組 織
宮 城 県 福 利 課 内	● 企画管理班 TEL 022-211-3672 022-211-3674 FAX 022-211-3695	・宮城県費の予算及び決算に関する事 ・宮城県の教職員の退職手当及び恩給に関する事 ・宮城県の教職員の児童手当に関する事 ・宮城県の教職員の財形貯蓄・個人型確定拠出年金に関する事 ・教職員宿舎の維持管理に関する事	県
	● 福利健康班 TEL 022-211-3675	・宮城県の教職員の労働安全衛生に関する事 ・宮城県の教職員の健康管理に関する事 ・宮城県の教職員の公務災害に関する事 ・ライフプラン事業に関する事 ・公立学校共済組合の保健事業に関する事	県 共 済
	● 経営管理班 TEL 022-211-3673	・公立学校共済組合の予算及び決算に関する事 ・公立学校共済組合の掛金等・負担金に関する事 ・公立学校共済組合宮城支部運営審議会に関する事 ・公立学校共済組合の貸付事業に関する事 ・公立学校共済組合の宿泊事業に関する事	共 済
	● 給付班 TEL 022-211-3676（短期） 022-211-3677（長期）	・公立学校共済組合員の資格取得及び喪失等に関する事 ・公立学校共済組合の短期給付に関する事 ・公立学校共済組合の長期給付に関する事	
	● 互助会総務事業班 TEL 022-211-3678 022-211-3679 FAX 022-211-3692	・教職員互助会の予算及び決算に関する事 ・教職員互助会の庶務、経理に関する事 ・評議員会・理事会に関する事 ・会員の資格得喪及び掛金に関する事 ・会員の短期給付事業、厚生給付事業、 文化・厚生事業、福祉事業、公益事業に関する事 ・会員の保険事業（団体保険）に関する事	互助会
仙 台 市	● 教育局人事課人事係 TEL 022-214-8858	・仙台市の教職員の公務災害に関する事	仙 台 市
	● 教育局教職員課管理係 TEL 022-214-8759	・仙台市の教職員の恩給及び退職手当に関する事	
	● 総務局厚生課福利係 TEL 022-214-1220	・仙台市の教職員の財形貯蓄・個人型確定拠出年金に関する事 ・ライフプラン事業（退職セミナー）に関する事	
	● 総務局総務事務管理課管理係 TEL 022-204-8547	・仙台市の教職員の児童手当に関する事	

● 「★」マークがついている様式は、ホームページからダウンロードできます。

● 「組・会・被・配」は以下の略となります。

組…組合員 会…互助会員 被…被扶養者 配…配偶者

● 資格取得及び喪失・掛金等

共済組合員について

○ 公立学校共済組合

 給付班(短期給付) 022-211-3676

共済組合の資格取得及び喪失については、下表のとおりです。該当する方は所属所を経て、事実発生から5日以内に共済組合に必要な書類を提出してください。資格を取得した方は、データ登録後、関係機関で情報登録が完了し、マイナ保険証が使用できるようになります。また、データ登録完了をお知らせするため、所属所を経て「資格情報のお知らせ」を送付します。

なお、マイナ保険証がない組合員及び被扶養者には「資格確認書」を交付します。

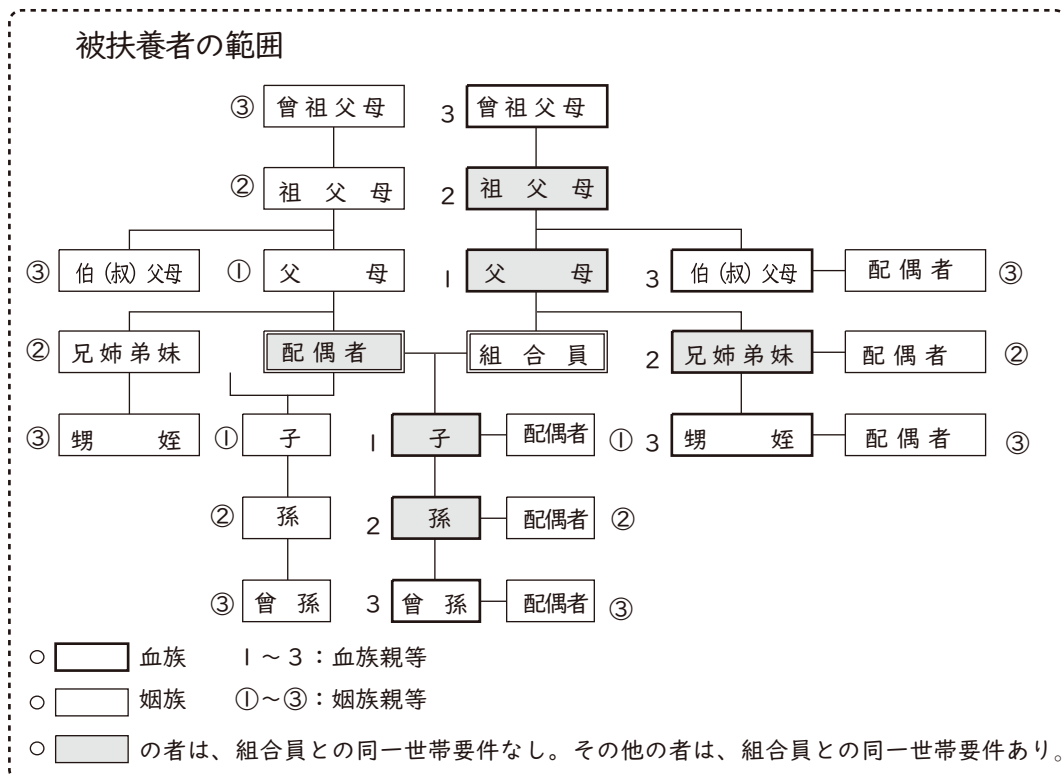
資格取得	対象者	一般組合員	・公立学校の教職員及び事務職員 ・県教育庁及び教育機関の職員 ・公立学校共済組合宮城支部の職員 ・再任用フルタイム職員
		短期組合員	・臨時的任用職員 ・再任用短時間職員 ・任期付短時間職員 ・フルタイム会計年度任用職員 ・パートタイム会計年度任用職員 ※上記対象者で2月を超えて任用される者等、資格取得要件あり（支部HP参照）
	提出書類	職員に採用された場合・一般組合員資格取得等届書★又は短期組合員資格取得等届書★ 他共済から転入の場合・一般組合員資格取得等届書(転入)★又は短期組合員資格取得等届書★	
資格喪失	添付書類	・個人番号記入様式★ ・発令通知書の写し ・労働条件通知書等（1週間の所定労働時間等が分かるもの（短期組合員のみ）） ・年金加入期間等報告書★（一般組合員のみ） ・基礎年金番号を確認できるものの写し（一般組合員のみ） ・年金受給者再就職届書（共済組合から老齢・退職・障害年金のいずれかを受給している一般組合員）	
	対象者	・組合員資格を喪失（退職又は死亡）した場合 ・他支部又は他共済（欄外※）の組合員となる場合	
	提出書類	一般組合員	・組合員異動報告書（退職・死亡・転出用）★ ・一般組合員退職届書★ ※死亡退職及び種別変更時は提出不要 ・その他の書類（年金受給権者のみ） 年金受給権者によっては、一般組合員退職届書の他に提出書類が必要な場合があります。該当する方には、給付班から書類を所属所あてに送付します。
		短期組合員	・組合員異動報告書（退職・死亡・転出用）★ ・短期組合員退職届書★
	添付書類	交付されているすべての証を添付してください。 資格確認書（交付されている方のみ）／限度額適用認定証／特定疾病療養受療証 ※任意継続組合員となる場合も返却する必要があります。	
再交付	その他	定年退職後、常勤再任用となる方は、一般組合員資格が継続となりますので、資格喪失の手続きは不要です。再任用短時間等で短期組合員になる方は、「種別変更」となりますので、短期組合員異動報告書（種別変更・所属所異動報告用）★を提出してください。	
	提出書類	・資格確認書等（再）交付申請書★	
	提出書類	・短期組合員異動報告書（種別変更・所属所異動報告用）★	
	提出書類	・短期組合員異動報告書（種別変更・所属所異動報告用）★ （注）短期組合員(会計年度任用職員)のみ提出（異動先の所属所より提出）	
	提出書類	組合員の場合・氏名変更住所変更訂正申告書★ 被扶養者の場合・記載事項変更申告書★	
任意継続組合員資格取得	対象者	退職日の前日までに引き続き1年(退職日を含めて1年と1日)以上組合員であった者 任意継続組合員の被扶養者の要件は、在職中と同様です。 在職中の被扶養者については、引き続き認定されますので、再度手続きする必要はありませんが、取り消しをする場合は手続きが必要になります。	
	提出書類	・任意継続組合員申出書★	
	加入手続等	退職の日から起算して20日以内に申出るとともに任意継続掛金を払い込むこと。 任意継続掛金＝標準報酬月額×定款で定める率 （標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額と全組合員の平均標準報酬月額の少ない方の額）	
任意継続組合員資格喪失	対象者	(1) 任意継続組合員になってから2年を経過したとき (2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき (3) 他の健康保険等に加入したとき (4) 任意継続組合員でなくなることを申し出たとき (5) 死亡したとき (6) 再任用職員（フルタイム）、短期組合員（臨時的任用職員等）に採用されたとき （公立学校共済組合の組合員になったとき）	
	提出書類	任意継続組合員資格喪失申出書(上記対象者(1)、(2)以外の場合)★	

※ 「他共済」・・・地方職員共済組合、仙台市職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合等

Ⅰ 被扶養者の範囲

共済組合から医療給付などを受けることができる被扶養者とは、組合員の家族で、主として組合員の収入によって生計を維持し、原則として日本国内に住所を有している（日本国内に生活の基礎があると認められる）三親等内の親族です。

- (1) 組合員の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族のうちⅠ以外の方
- (3) 組合員と事実婚にある配偶者（この者の死亡後も含む。）の父母及び子で同一世帯に属している方



2 被扶養者として認められない方

組合員の家族であっても、次に該当する場合には、被扶養者として認定されません。

- (1) その方について組合員以外の方が「扶養手当」やそれに相当する手当を地方公共団体や国から受けている場合
- (2) 共済組合の組合員、健康保険等の被保険者
- (3) 組合員が、主たる扶養者でない方
- (4) 組合員又は被扶養者が後期高齢者医療の被保険者である場合
- (5) 年額130万円（障害を支給事由とする公的年金等を受けている方、60歳以上であれば年金の有無にかかわらず年額180万円、配偶者以外で、19歳から23歳未満の方は150万円）以上の収入がある方
- (6) 日本国籍を有しない方で、「医療滞在ビザ」「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した方や日本国内に住所を有していない（住民登録がない）方。ただし、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方は、被扶養者として認められる場合があります。

※「所得」とは

所得税法上の所得をさすものではなく、年間における恒常的な収入の総額をいい、所得には勤労所得（通勤手当・その他諸手当を含む）、資産所得、事業所得、利子所得、配当金所得、公的年金、私的年金、健康保険法に基づく傷病手当金、雇用保険法に基づく失業給付金等が含まれます。また、「奨学金」は基本的には学費を支えるもので被扶養者の所得とはなりません。その目的が生活補助である場合には、所得に該当することとなります。

なお、退職手当又は不動産の売却等による一時的な所得は、恒常的所得には含みませんが、その所得から恒常的に取得できる利子は恒常的所得に含みます。

【恒常的な収入のとらえ方】

=勤労所得等=

臨時採用、パート、アルバイトの場合、雇用形態等で、その月収が108,334円（130万円÷12月）以上であることが明らかな場合は、勤務当初から被扶養者として認定されません。また、雇用主の都合等により、月々の収入に変動がある場合は、3か月連続して月収108,334円以上の場合も同様です（60歳以上は月収15万円、19歳～23歳未満は月収12万5千円）。

なお、雇用期間が3か月以下の期間であることが当初から明らかな臨時採用、パート、アルバイトは、その月収が108,334円以上であっても、130万円以上になるまでの間は被扶養者として認定されます。ただし、複数の所で働き、期間を空けることなく連続して働くと3か月以下の雇用でも通常の取り扱いと同様になります。

雇用保険法に基づく失業給付金の場合、基本手当の日額が3,612円（130万円÷360日）以上の場合は、基本手当の給付日数にかかわらず、被扶養者として認定されません。また、公的年金受給者の場合は、公的年金額を日額に算出した額と失業給付金の基本手当の日額を合わせて5,000円が基準になります。

=事業所得=

前年分の確定申告及び収支内訳書の写しを参照し、総収入額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認める経費を控除して算出します。

=年金の所得=

年間における年金の総支給額で、年金等には国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、農業者年金、私的年金、企業年金等が含まれます。

なお、遺族年金、障害年金、扶助料については、所得税法上は非課税とされていますが、これらも所得に含まれます。

3 夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定

- (1) 原則として年間収入の多い方の被扶養者とします。
- (2) 年間収入が同程度（1割以内）のときは、届出により主として生計を維持する方の被扶養者とします。
- (3) 共済組合の組合員で扶養手当が支給されている場合は、受給している方の被扶養者とします。

※(1)とありますが、主として生計を維持する者が育児休業などを取得することで、収入逆転や扶養手当の付替えがあったとしても、例外的に被扶養者の異動は必ずしもする必要はありません。

4 別居している場合の被扶養者の認定

別居している者を被扶養者として認定する場合、認定を受けようとする者の収入額（認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金額等による収入の合計額をいう。）に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であること。この送金額は、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹が対象になります。

なお、組合員が当該組合員以外の者と共同して認定対象者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていること。

5 被扶養者の認定・取消書類

被扶養者の 認定	提出書類	被扶養者申告書★
	添付書類	要件を確認できる書類等（公立学校共済組合宮城支部ホームページで確認してください。）
被扶養者の 取消	提出書類	被扶養者申告書★
	添付書類	要件を確認できる書類等

※被扶養者の認定を受けるには、組合員が被扶養者申告書を共済組合へ届出ることが必要です。被扶養者としての要件が生じた日から30日以内に所属所に届出をすれば、要件が生じた日から認定されますが、30日を超えたときは、届出のあった日（所属所長が「被扶養者申告書」を受理した日）から認定されることとなりますので御注意願います。

6 国民年金第3号被保険者資格取得

組合員が20歳以上60歳未満の配偶者を扶養することとなった場合、配偶者は「国民年金第3号被保険者」に該当することになります。

ただし、組合員が65歳以上の場合は、配偶者が20歳以上60歳未満であっても、「国民年金第1号被保険者」に該当することになります。

7 被扶養者の検認（資格確認）

年1回、被扶養者の認定要件についての検認を行います。

被扶養者の認定取消は、取消の事実が発生した日に遡ります。取消日以降に受診した医療費は、返還することになります。また、検認を受けない被扶養者の資格は取消となります。

被扶養者の資格要件

- ・組合員の三親等内の親族であること
- ・主として組合員の収入によって生計を維持していること
- ・一定の収入限度内の所得であること

次の場合には、認定取消となりますので、収入の増加等が見込まれる場合は、御注意ください。

パート・アルバイト収入がある	収入が年額130万円以上または月額108,334円（通勤手当含む）以上の場合 また、賃金の支給形態が日給、時給の場合は3か月連続して月額108,334円（通勤手当含む）以上ある場合（60歳以上は年額180万円、月額15万円、配偶者以外の19歳～23歳未満は年額150万円、月額12万5千円に読み替える） ※「年額」の判定は暦年や年度ではありません。 「前年の3月から今年の2月まで」「前年の10月から今年の9月まで」のように、どの12か月累計が認定基準年額を超えても、超えた月の給与支給日翌日で認定取消となります。月々に収入を得ている被扶養者は、毎月、当月から過去12か月分の収入合計が認定基準年額以内であるか確認が必要です。
障害年金受給権を有している (支給停止になっている者も含む)	障害年金受給者は、年額180万円以上の収入（年金以外の収入含む）または、年金の月額と、その他の収入月額を併せて3か月連続して月額15万円以上である場合
雇用保険を受給している	雇用保険の基本手当の日額が3,612円以上の場合 (60歳以上は日額5,000円以上、配偶者以外の19歳～23歳未満は4,167円以上)
傷病手当金を受給している	基準日額以上の場合、保険者ごとに日額の算出方法が異なるので実際に支給された明細を基に計算する (公立学校共済組合の傷病手当金は、4,925円が基準日額となる)
就職等	他の健康保険（全国健康保険協会等）の資格を取得した場合
組合員と別居している	仕送り額が被扶養者の全収入の1/3を下回った場合、または、仕送りをしなくなった場合（対象：父母、孫、祖父母、兄弟姉妹） 配偶者・子については、仕送り額に基準はなく、社会通念上生計維持ができる程度の仕送りが必要
同居が認定要件の方	別居した場合
事業・不動産所得のある方	確定申告で認定基準年額を超えた場合
共同扶養者がいる方	配偶者の収入が多く、組合員との収入差が1割を超えた場合

※収入要件の変更 ⇒ 60歳以上であれば年金の有無に関わらず「年額180万円」となる。（令和5年4月1日施行）配偶者以外の19歳から23歳未満は「年額150万円」となる。（令和7年10月1日施行）年齢はその年の12月31日時点で判断する。令和8年11月に19歳になる場合、令和8年（暦年）における年間収入要件は150万円となる。

掛金の負担について

○ 公立学校共済組合

経営管理班 022-211-3673

組合員の給料や期末手当等から控除される掛金等及び地方公共団体等からの負担金は、共済組合の様々な事業や介護保険制度の財源となります。

区分	算定方法
共済組合掛金	【給料】掛金・保険料＝標準報酬月額 × 掛金・保険料率（円未満切捨て）
	【期末手当等】掛金・保険料＝標準期末手当等の額 × 掛金・保険料率（円未満切捨て）

【掛金・保険料率（一般職）】

（千分率）

区分		短期 (福祉含む)	介護	子ども 子育て	厚生年金保険	退職等年金
			(40 歳以上 ～65 歳未 満)		(70 歳以上は対象 外)	
標準報酬月額 標準期末手当等	一般組合員	48.01	7.88	1.15	91.5	7.5
	短期組合員				—	—
	船員組合員	46.33	7.88	1.15	91.5	7.5
	船員短期組合員				—	—
	75 歳以上の組合員	4.94	—	—	7.5	
	75 歳以上の短期組合員				—	
標準報酬月額等の最高限度額		標準報酬月額 1,390,000 円 標準報酬期末手当等 5,730,000 円 (年間累計額)			標準報酬月額 650,000 円 標準報酬期末手当等 1,500,000 円	

【掛金の免除】

区分	免除期間
産前産後休業	産前産後休業取得者からの申出により、産前産後休業を開始した日の属する月から産前産後休業が終了する日（ <u>出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間</u> ）の翌日の属する月の前月までの期間について、免除されます。 ※ 多胎の場合は、出産の日以前98日から出産の日後56日までの期間免除となります。
育児休業	〈例月給与掛金等〉 ※次の <u>いずれかに</u> 該当する場合 ・月末時点で育児休業を取得している。 ・同一月内に育児休業の開始日と終了日があり、その育児休業の期間が14日以上である。 〈期末勤勉掛金等〉 ※次の <u>いずれにも</u> 該当する場合 ・期末勤勉手当支給月の月末時点で育児休業中である。 ・育児休業の期間が1か月を超えている。

※ 掛金免除は、組合員からの申出書の提出が必要です。

申出書の提出書類については、P13「掛金の免除」を参照してください。

互助会員について

○ 互助会

総務事業班 022-211-3678

互助会入会・退会等については、下表のとおりです。該当する方や希望される場合は、所属所を経て互助会に必要書類を提出してください。

入会 及び 継続	対象者	・公立学校共済組合（宮城支部）の組合員（宮城県職員互助会の会員を除く） ※非常勤の職員又は短時間勤務の職員は加入できません。 ※臨時的任用職員又は会計年度任用職員は、6か月以上の任用期間が必要です。 ・互助会事務局の職員 ・理事長が指定した団体の役員及び職員
	提出書類 及び 添付書類	入会希望の場合 ・入会申込書★（臨時的任用職員は辞令の写しを添付） ※共済組合等の資格取得後3か月以内（臨時的任用職員は1か月以内） ※2年目以降引き続き続場合は、入会申込書は不要です。 会員区分変更の場合 ・会員異動報告書★（臨時的任用職員は辞令の写しを添付） ※会員区分が変更になる際に手続きをしてください。 継続会員希望の場合 ・継続会員申出書★（辞令の写しを添付） ※人事異動に伴い国立大学法人、独立行政法人及び県内の市町村等教育委員会及び本県の知事部局等へ転出した場合は、本人の申出により、引き続き会員として継続することが可能です。転出した日から速やかに手続きをしてください。
退会 及び 脱会	対象者	・退職（又は死亡）した場合 ・地方職員共済組合等の他の共済（※）の組合員となった場合（人事異動に伴い継続会員の申出をした者を除く） ・会員本人の希望により互助会をやめる場合（脱会）
	提出書類	退会の場合 ・退会餞別金請求書★（在会期間3年以上） 脱会の場合 ・脱会届書 ※脱会の場合は、退会餞別金の給付対象にはなりません。

※ 「他の共済」・・・地方職員共済組合、仙台市職員共済組合、市町村職員共済組合、文部科学省共済組合等

○ 互助会

総務事業班 022-211-3678

会員の掛金を主な財源として様々な事業を行っています。

【掛金】

区分	算定方法
互助会掛金	【給料】互助会掛金 = 掛金基礎額 × 掛金率 8/1000（円未満切捨て） ・掛金基礎額（月の初日における給料+給料の調整額+教職調整額） ・休職・停職・減給の理由により給料の全額又は一部が支給されない場合でも掛金の基礎となる給料は減額しないで算出します。 ・給料の切り替えに伴う経過措置として、現給保障額がある場合は、掛金の基礎額に含みます。

【掛金の免除】

区分	免除期間
育児休業 及び 介護休暇	育児休業及び介護休暇の期間のうち、月の初日から末日まで勤務しない月がある場合は当該月の掛金は免除されます。

標準報酬の決定と改定について

○ 公立学校共済組合

経営管理班 022-211-3673

標準報酬月額決定及び改定等は以下のとおりです。

なお、概要等の詳細につきましては、公立学校共済組合本部ホームページを御覧ください。

資格取得時決定	対象者（※1）	・新たに組合員の資格を取得した者 ・他の地方公務員共済組合等から転入した者 ・再任用フルタイム職員となった者
	対象となる報酬	資格取得時の報酬
	決定時期	資格を取得したとき
定時決定	対象者（※1）	・7月1日現在において組合員である者 ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者又は、7月から9月までのいずれかの月から随時改定などの改定が行なわれる者は、定時決定の対象外。
	対象となる報酬	4月、5月、6月の報酬の平均
	決定時期	9月
保険者算定	対象者（※2）	業務の性質上、4月から6月までが繁忙期又は閑散期にあたり、通常の方法によって定時決定を行うことが著しく不当となる場合で、その該当者
	対象となる報酬	年間報酬の平均
	決定時期	9月
	提出書類	・年間報酬の平均で算定することの申立書（定時決定用）★ ・標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（定時決定用）★ ・給与明細書の写し
随時改定	対象者（※1）	報酬の額が著しく変動した者
	対象となる報酬	固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均
	改定時期	固定的給与に変動があった月から4か月目
保険者算定	対象者（※2）	業務の性質上、季節的に報酬の変動があり、1月から3月までが繁忙期又は閑散期にあたり、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当なる場合で、その該当者
	対象となる報酬	年間報酬の平均
	改定時期	固定的給与に変動があった月から4か月目
	提出書類	・年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）★ ・標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（随時改定用）★ ・給与明細書の写し
育児休業等終了時改定	対象者	育児休業等を終了した組合員で申出を行った者
	対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3か月間の報酬の平均
	改定時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目
	提出書類	標準報酬育児休業等終了時改定申出書★
産前産後休業終了時改定	対象者	産前産後休業を終了した組合員で申出を行った者
	対象となる報酬	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3か月間の報酬の平均
	改定時期	産前産後休業終了日の翌日が属する月から4か月目
	提出書類	産前産後休業終了時改定申出書★
3歳未満養育特例	対象者	同居する3歳未満の子を養育している組合員で申出を行った者
	対象期間	子を養育することとなった日（誕生日等）の属する月から、養育しないこととなった日（子が3歳に到達した日等）の翌日の属する月の前月までが対象。また、遡っての適用は、申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のみが対象。 なお、掛金免除の対象となる育児休業等や産前産後休業を取得している間は、特例の対象とはなりませんので、復職後に申出を行うことになります。
	提出書類	・3歳未満の子を養育する旨の申出書★
	添付書類	・戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書 ※省略可能 ・住民票 ※省略可能

※1 資格取得時決定・定時決定・随時改定（保険者算定を除く）は給与支給機関で算定を行っているため、組合員からの提出書類はありません。

※2 定時決定及び随時改定の保険者算定は、組合員の同意がある場合のみ、保険者算定による決定・改定を行います。

※3 育児休業終了時改定は、報酬が低下した場合に限定していないため、報酬が上がった場合も育児休業終了時改定の対象となります。

● 病気・ケガ

病気・ケガをしたとき

○ 公立学校共済組合

給付班(短期給付) 022-211-3676

○ 互助会

総務事業班 022-211-3678

1 マイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
療養の給付 訪問看護療養費 入院時食事療養費	組	共済	自動給付	—
家族療養の給付 家族訪問看護療養費 入院時食事療養費	被			—
高額療養費	組・被		住民税非課税(低所得者)の場合 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定申請書★	・ 市町村民税非課税証明書 又は同意書★
高額介護合算療養費	組・被		・ 高額介護合算療養費支給申請書兼自己 負担額証明書交付申請書★	・ 前年8月～当年7月までに受 けた療養費合算額の証明書
医療補給金・家族医療補給金	会・被	互助会	自動給付	—

※ マイナ保険証又は資格確認書等を使って診療を受けることができないものもあります。その場合給付ありません。ホームページで確認できます。

2 マイナ保険証又は資格確認書等を使用しないとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
療養費・家族療養費 下表(1)～(7)	組・被	共済	・ 療養費・家族療養費請求書★	事由別により下表のとおり
移送費・家族移送費 下表(8)	組・被	共済	・ 移送費・家族移送費請求書★	事由別により下表のとおり
医療補給金・家族医療補給金 下表(1)～(6)	会・被	互助会	・ 医療補給金・家族医療補給金請求書★	—

事 由	添付書類
(1) 医療費を全額自己負担したとき	・ 領収書(原本) ・ 診療報酬明細書(医療機関記載の原本) ※領収明細書不可
(2) 以前加入していた保険者のマイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき	・ 医療費を返還した際の領収書(原本) ・ 返還した健康保険制度から発行された診療報酬明細書
(3) 海外で診療を受けたとき	・ 診療内容明細書(日本語翻訳が必要)★ ・ 領収明細書(日本語翻訳が必要)★ ・ 領収書(原本) ・ 同意書★ ・ 海外に渡航した事実を証する書類の写し(パスポート等)
(4) 治療用装具を購入したとき	・ 領収書(原本) ・ 内容書(原本) ※領収書に内訳がない場合 ・ 治療用装具を必要とする医師の証明書(原本) ・ 靴型装具については当該装具の写っている写真
(5) 小児弱視治療用眼鏡を購入したとき	・ 領収書(原本) ・ 治療用眼鏡等の作成指示等の写し ・ 患者の検査結果(傷病名)が記載されているもの
(6) はり・きゅう・あんま・マッサージ師の施術を受けたとき	・ 療養費支給申請書(原本) ・ 医師の同意書(原本)
(7) 親族以外から輸血のための生血液の提供を受けたとき	・ 領収書(原本) ※供血者ごとの供血量、輸血年月日、金額が表示 ・ 輸血を必要とする医師の同意書(原本)
(8) 重度な傷病で医療機関までの移動が困難なとき	・ 医師の証明(請求書に項目欄あり) ・ 移送に要した費用等の領収書(原本) ・ 移送の方法や経路が表示してある地図等

公費負担医療助成制度について

○ 公立学校共済組合

給付班(短期給付) 022-211-3676

地方公共団体の条例等に基づく医療費助成制度に該当している場合、医療機関等での窓口負担額の一部又は全額が助成されます。共済組合及び互助会では一部負担金払戻金・家族療養費附加金の重複支給を避けるため、給付の調整を行っております。

各公費負担医療費制度に該当することとなった場合、又は非該当となった場合は共済組合に申告書を提出してください。

公費負担 医療費助成制度	対象者	・心身障害者医療費助成制度 ・母子・父子家庭医療費助成制度 ・その他上記以外の地方公共団体が条例に基づき実施する医療費助成制度 ※各助成制度の名称は地方公共団体によって若干異なっていることがあります。 ※国及び都道府県が制定する法令又は条例等による医療費の助成（難病医療費助成、特定疾患・小児慢性特定疾患医療費助成、自立支援医療等）は対象から除きます。
	提出書類	助成制度に該当・受給者証を交付されている場合 ・公費負担医療費助成該当申告書★
	添付書類	・受給者証の写し
	非該当申告	・県内外問わず、助成制度の対象年齢に該当するが、所得制限等の理由により、非該当とされた場合 ・県内外問わず、助成該当から助成非該当に変更となった場合 ・県内外問わず、助成制度の対象年齢に該当するが、市町村に医療費助成を申請していない場合
	提出書類	助成制度に該当・所得制限等の理由により非該当となった場合 ・公費負担医療費助成非該当申告書★
	添付書類	・非該当通知の写し
乳幼児・子ども 医療費助成制度	該当申告	・県外の市町村の助成制度の対象年齢に該当し、受給者証を交付されている場合 ※県内の市町村から受給者証を交付されている場合は提出不要。 ・県内外問わず、助成非該当から助成該当に変更となった場合
	提出書類	・幼児・子ども医療費助成該当申告書★
	添付書類	・受給者証の写し
	非該当申告	・県外で、助成制度の対象年齢に該当するが、所得制限等の理由により、非該当とされた場合 ・県内外問わず、助成該当から助成非該当に変更となった場合 ・県内外問わず、助成制度の対象年齢に該当するが、市町村に医療費助成を申請していない場合
	提出書類	・幼児・子ども医療費助成非該当申告書★
	添付書類	・非該当通知の写し
	注意点	乳幼児・子ども医療費助成制度の受給資格登録申請の際、附加給付の状況の欄には次のように記入し、所属所長の証明を受け市区町村へ提出してください。 当該市町村の乳幼児医療費助成に関する条例に基づく通院、入院の助成対象年齢に該当している間は、当共済組合の家族療養費附加金は支給しない。

特定疾病療養制度について

○ 公立学校共済組合

給付班(短期給付) 022-211-3676

組合員又はその被扶養者が、長期にわたって高額な医療費が必要となる以下の疾病（特定疾病）で療養を受けている場合、共済組合が発行する「特定疾病療養受療証」を保険医療機関に提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額まで軽減されます。

特定疾病	自己負担限度額	提出書類
人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全	標準報酬月額が53万円以上 20,000円	特定疾病療養認定申請書※様式については、給付班（短期）にお問合せください。
	標準報酬月額が53万円未満 10,000円	
血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性凝固第Ⅸ因子障害（血友病）	10,000円	
抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）	10,000円	

※ 組合員期間中に初診日のある病気・ケガの場合、要件を満たすと障害厚生年金が支給されます。

障害厚生年金については、症状や程度によって事例が異なりますので、給付班（長期）にお問い合わせください。

休業したとき

○ 公立学校共済組合

給付班(短期給付) 022-211-3676

○ 互助会

総務事業班 022-211-3678

1 病気・傷病により病気休暇・無給休職になったとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
傷病手当金	組	共済	・傷病手当金・傷病手当金附加金請求書★	・医師の証明(請求書に項目欄あり) ・休職の辞令の写し ・年金証書又は年金額改定通知書の写し(年金受給者のみ) ・報酬支給額証明書★ ・給料明細書の写し
療養補給金	会	互助会	・療養補給金請求書	・休職の辞令の写し

※ 組合員期間中に初診日のある病気・ケガの場合、要件を満たすと障害厚生年金が支給されます。

障害厚生年金については、症状や程度によって事例が異なりますので、給付班(長期)にお問い合わせください。

2 要介護家族の介護をするため休業したとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
介護休業手当金	組	共済	・介護休業手当金請求書★	・戸籍謄本(原本)※初回のみ ・住民票(原本)※初回のみ (下記(8)～(11)の家族を介護するとき) ・介護休業申請書(決裁済)の写し(承認取消申請書の写し)又は介護休業承認通知書の写し ・出勤簿の写し ・報酬支給額証明書★ ・初回請求月の前月の給料明細書の写し ・請求月の給料明細書の写し
介護休暇補給金	会	互助会	・介護休暇補給金請求書★	・介護休業申請書(決裁済)又は介護休業承認通知書の写し ・休職の辞令の写し ・出勤簿の写し

※ 組合員で雇用保険に加入されている方は共済組合から支給されませんが、公共職業安定所(ハローワーク)から支給されない場合は、給付班にお問い合わせください。

3 欠勤により給料が支給されないとき

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
休業手当金	組	共済	・休業手当金請求書★	・戸籍謄本(原本) ・欠勤申請書の写し(承認取消申請書の写し)又は承認通知書の写し ・出勤簿の写し ・報酬支給額証明書★ ・初回請求月の前月の給料明細書の写し ・請求月の給料明細書の写し

欠勤事由

- (1) 被扶養者の病気又はけがのため欠勤したとき → 欠勤した全期間
 (2) 被扶養者ではない、配偶者又は一親等の親族(子の配偶者を除く。)の病気又はけがのため欠勤したとき → 14日
 (3) 組合員の配偶者の出産 → 出産の日を含む14日
 (4) 組合員又は被扶養者の不慮の災害 → 災害発生の日を含む5日
 (5) 組合員の婚姻又は被扶養者等の婚姻・葬祭 → 結婚の日を含む7日
 (6) 通信教育の面接授業 → 通信教育の面接授業に要する期間

● 結婚・出産等

結婚したとき

○ 公立学校共済組合

☎ 福利健康班 022-211-3675

○ 互助会

☎ 総務事業班 022-211-3678

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
※ 婚礼挙式補助	組	共済	・ホテル白萩利用婚礼挙式補助申請書★	—
結婚祝金	会	互助会	・結婚祝金請求書★	—

※ ホテル白萩を利用して結婚式を挙げる場合に費用の一部が補助されます。

子どもが生まれたとき

○ 公立学校共済組合

☎ 給付班(短期給付) 022-211-3676

○ 互助会

☎ 総務事業班 022-211-3678

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
出産費 家族出産費	組・被	共済	直接支払制度を利用した場合 ・出産費等内払金支払依頼書★	・出産費用明細書の写し (代理受取額が記載されているもの) ・合意文書の写し ・産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、その旨が明記されたものの写し
			直接支払制度を利用しない場合 ・出産費・家族出産費請求書★	・出産に関する証明(請求書に項目欄あり) ・合意文書の写し ・産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、その旨が明記されたものの写し ・辞退申出書★ (被扶養者が認定後6月以内に出産する場合、他の健康保険、船員保険等の規定による被保険者本人としての分娩費の受給権を放棄する証明)
			受取代理制度を利用した場合 ・出産費及び家族出産費請求書★ (受取代理用)	・出産予定日のわかる書類 (母子健康手帳の写し等)
出産手当金	組	共済	出産のため給料が支給されない場合 ・出産手当金請求書★	・出産に関する証明(請求書に項目欄あり) ・報酬支給額証明書★ ・初回請求月の前月の給料明細書の写し ・請求月の給料明細書の写し
出産祝金	会・配	互助会	・出産祝金請求書★	・妊娠4月(85日又は13週)以上の死産・流産については、医師の分娩証明書又は死胎埋(火)葬許可証の写し
育児休業 手 当 金	組	共済	初月、育児休業期間の変更時及び1歳に達した 日後の期間請求する場合 ・育児休業手当金請求書★	・1歳に達した日後の期間については以下のとおり
			総務省令に定める場合に該当するときは1歳6か月までを支給期間とする。 (最高で2歳まで延長) 詳細は公立学校共済組合ホームページを御覧ください。 URL: https://www.kouritu.or.jp/miyagi/tetsuduki/tanki/kyugyo/ikuji/index.html ※ 組合員で雇用保険に加入されている方は共済組合から支給されませんが、公共職業安定所(ハローワーク)から支給されない場合は、給付班にお問い合わせください。	
育児休業支援 手当金	組	共済	・育児休業支援手当金請求書★	・組合員の配偶者であることが確認できる書類等 公立学校共済組合宮城支部ホームページで確認してください。
育児時短勤務 手当金	組	共済	・育児時短勤務手当金請求書★	・育児短時間勤務に係る辞令の写し等 公立学校共済組合宮城支部ホームページで確認してください。

掛金の免除

○ 公立学校共済組合

☎ 経営管理班 022-211-3673

○ 互助会

☎ 総務事業班 022-211-3678

事 由	対象者	担当	提出時期・提出書類	添付書類
産前産後休業	組	共済	出産予定日がわかったとき ・産前産後休業掛金等免除申出書★	・産前休暇の初日が確認できる書類 （特別休暇簿等の写し） ・出産予定日の確認できる書類 （母子健康手帳等の写し）
			出産したあと ・産前産後休業掛金等免除 <u>変更</u> 申出書★ ※出産日が出産予定日と同日の場合も提出	・産後休暇の終了日が確認できる書類（特別 休暇簿等の写し） ・出産日の確認できる書類 （母子健康手帳等の写し）
育児休業			育児休業を取得したとき 育児休業等掛金等免除申出書★	・育児休業の辞令の写し ・子の生年月日の確認できる書類 （母子健康手帳等の写し）
			育児休業期間が変更となったとき 育児休業等掛金等免除 <u>変更</u> 申出書★	・育児休業の延長又は取消に係る辞令の写し
	会	互助会	育児休業期間のうち、月の初日から末日まで勤務しない月（提出書類なし）	
介護休暇	会	互助会	介護休暇期間のうち、月の初日から末日まで勤務しない月（提出書類なし）	

児童手当について

○ 宮城県

☎ 企画管理班

022-211-3672

○ 仙台市

☎ 総務局総務事務管理課管理係 022-204-8547

支給要件	日本国内に住所を有する主たる生計維持者が、次の要件に当てはまるときに支給されます。 1 高校生年代（18歳の誕生日後最初の3月31日）までの児童を監護し、生計を同じくしている方 2 児童の未成年後見人である方 3 父母指定者に指定されている方 4 離婚協議中であることなどにより、他の父母等及び父母指定者と生計を同じくせず、児童と同居している方 （1）父母等がともに支給要件を満たす場合は、主として生計を維持する程度の高い方に支給されます（住民票上の取扱い、健康保険の適用状況等も勘案される場合があります）。 （2）児童が3年を超えて留学等をする場合は支給対象外となります。 （3）児童が2月を超えて児童福祉施設等に入所する場合も対象外となります。 ※「監護」とは：児童の生活について通常必要とされる監督・保護を行っていることと認められること ※「父母指定者」とは：児童の父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内で児童を養育してくれる方として指定した者		
支給月額	出生順位（※）		
	第1子	3歳未満 15,000円	3歳～18歳年度末まで 10,000円
	第2子		
	第3子以降	0歳～18歳年度末まで 30,000円	
(※)22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の養育している子から数えた順位。主たる生計維持者が監護し、また生計費を負担している（これを欠くと通常の生活水準を維持することができない）18歳年度末到達～22歳年度末到達前（大学生年代）の子も、多子加算(*)の算定対象とすることができます。 支給：手当は年6回（偶数月）にそれぞれ前月分までの2か月分を指定した口座に振り込みます。			
提出書類	宮城県	P14（別表1）	事実発生日の翌日から起算して原則15日以内に認定請求書等の手続きが必要です。
	仙台市	P15（別表2）	

(*)多子加算とは、主たる生計維持者が22歳年度末到達前の子を3人以上監護し、生計を同じくしている(または生計費を負担している)場合に、3人目以降の子の手当額が増額されることをいいます。

児童手当請求等提出書類一覧

提出書類	新に認定するとき		支給対象となる子どもが増えたとき	支給対象となる子どもが離れたとき	受給資格がなくなったとき	受給者が死亡し未払いの児童手当があるとき	氏名・住所・支払希望金額等に変更があるとき	個人番号の変更・削除・登録が必要などとき
	・出生、養子縁組(第1子) ・新規採用者、任命権者を異にする異動等	・出生、養子縁組(第2子以降)等	・死亡、離婚等	・監護する児童が無くなったとき ・公益法人等へ派遣となったとき等	・監護する児童が無くなったとき ・公益法人等へ派遣となったとき等	・受給者が死亡し未払いの児童手当があるとき	・受給者、配偶者、児童の氏名又は住所が変更になったとき ・配偶者が無⇒有又は有⇒無となったとき ・離婚協議中により認定されていた同居父母が離婚成立したとき等	・個人番号が変更となったとき ・婚姻又は離婚等により配偶者等の個人番号を登録又は削除するとき等
【様式第2号】児童手当認定請求書	○							
【様式第11号】児童手当額改定認定請求書		○						
職員及び児童の属する世帯全員の住民票（納税を省略しないもの）	○	○	マイナンバー制度における情報連携により添付省略可能					
【様式第3号】所得証明書（児童手当用） ・配偶者等が就労している場合は、配偶者分も必要	○							
扶養親族届（扶養手当確認票・扶養親族修正通知書）の写し（★）	△	△						
	※扶養手当受給者の場合							
【様式第4号】監護・生計同一に関する申立書	△	△					△	
	※児童と別居している場合						※児童と別居した場合	
【様式第5の1号】留学に関する申立書（児童用） ・留学先における在学証明書及び留学前の国内居住状況が分かる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等）を添付	△	△					△	
	※児童が海外留学により別居している場合						※児童が海外留学した場合	
【様式第5の2号】留学に関する申立書（児童の兄弟等用） ・留学先における在学証明書及び留学前の国内居住状況が分かる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等）を添付	△	△					△	
	※児童の兄弟等が海外留学により別居している場合						※児童の兄弟等が海外留学した場合	
【様式第6号】未成年後見人に関する申立書 ・該子どもの戸籍抄本を添付	△	△						
	※未成年後見人になっている場合							
【様式第7号】監護・生計維持に関する申立書	△	△						
	※実子でない児童を監護・養育している場合							
父母指定者届出受領証（市町村発行のもの） ・父母等の海外居住状況が分かる書類（居住証明書等）及び子どもと別居している状況が分かる書類（学校の寮への入寮証明書等）を添付	△	△						
	※児童の父母指定者となっている場合							
【様式第8号】同居優先受給に関する申立書 ・協議離婚中の場合は調停期日出出状の写し、調停不成立証明書の写し等を添付	△	△						
	※離婚協議中等の理由により、他の父母等と別居し、同居する児童を養育している場合							
【様式第23号】児童の個人番号申出書（★）	△	△						
	※出生した児童の個人番号が認定請求時に判明していない場合							
【様式第13号】児童手当額改定届			○					
【様式第17号】児童手当受給事由消滅届				○				
【様式第16号】氏名等変更届							○	
該当者の住民票（世帯全員が該当する場合は世帯全員分の住民票）			マイナンバー制度における情報連携により添付省略可能				△	
戸籍謄本の写し							△	
			△ ※児童が死亡した場合				△ ※氏名変更の場合	
【様式第18号】未支払児童手当請求書						○		
辞令等事実を確認できる書類（写し可）	△		○	○	○			
	※採用、人事異動の場合							
【様式第22号】個人番号変更等申出書								○
【様式第26号】監護相当・生計費の負担についての確認書 ・経済的負担の状況を確認できる書類を添付	△	△						
	※養育する児童及び経済的負担のある児童の兄弟等の合計人数が3人以上の場合							

☆扶養親族届（扶養親族修正通知書）の写しについては、認定後の後日提出可。

★出生した児童の個人番号が請求時に判明していないときは、児童の個人番号を空欄で提出いただき、判明ししだい、後日様式第23号により届出してください。その場合は、認定保留となり、認定・支給が遅れることがあります。

【留意事項】

※認定請求は、事由発生した日の翌日から15日以内に各所属へ請求すること。

※人事異動（任命権者を異にする異動）に伴う消滅の場合、引き続き児童手当の受給要件を満たしている場合は、転出した日から15日以内に転出先の所属で認定請求の手続きをすること。

※新規採用又は任命権者を異にする異動者で採用（異動）前に市町村から受給していた場合は、事前に市町村窓口で消滅届の手続きを行うこと。

届出書類等一覧

(別表2)

区分	届け出書類	添付書類		提出期限
		市内に住民登録している職員	市外に住民登録している職員	
新たに認定請求するとき	児童手当認定請求書 (様式第2号) ※大学生年代の子を 多子加算の対象とする場合、 監護相当・生計費の負担 についての確認書 (様式第6号の9)	個人番号確認資料 (職員、配偶者及び 児童・算定対象者分)	世帯全員の住民票の 写し(続柄の記載があ るもの) 個人番号確認資料 (職員、配偶者及び 児童・算定対象者分)	速やかに (事実発生日の 翌日から起算し て15日以内)
・支給要件児童数が 増加したとき ・多子加算の算定対 象者を加えるとき	児童手当額改定認定請求 書(様式第4号)	個人番号確認資料 (増加児童・算定対象 者分)	世帯全員の住民票の 写し(続柄の記載があ るもの) 個人番号確認資料 (増加児童・算定対象 者分)	速やかに (事実発生日の 翌日から起算し て15日以内)
・支給要件児童数が 減少したとき ・多子加算の算定対 象者が要件を満たさ なくなったとき(就 職・結婚等)	※大学生年代の子を 多子加算の対象とする場合、 監護相当・生計費の負担 についての確認書 (様式第6号の9)	事由により必要となる添付書類が異なるため総 務事務管理課へお問い合わせください。		速やかに
・個人番号を後日届 けるとき ・個人番号が変更と なったとき	児童手当個人番号申出書 (様式第25号)	個人番号確認資料		速やかに
年に一度の現況届を 提出するとき	児童手当現況届 (様式第6号)	—		都度指示する 期限まで
・受給者に該当しな くなったとき ・退職するとき	児童手当受給事由消滅届 (様式第10号)	受給事由が消滅した日付が確認できるもの (※退職の場合は添付不要)		速やかに
・児童と別居してい る場合の各種届出 (認定・増額請求、 現況確認時)	児童手当別居監護申立書 (様式第6号の2)			速やかに

上記の他に、事実を確認する書類の提出をお願いする場合があります。

◆各様式につきましては、C4+hの書庫からダウンロードしてください。

書庫>人事課>給与厚生係>児童手当関係

◆令和4年度より、現況届の提出が原則不要となっています。提出が必要な方には、別途案内を送付いたします。

※児童手当の支払口座について

受給者(職員本人)の給与口座に、月例給与支給額と合算して支給するため、児童手当支給用としての口座を別途登録することはできません。

教職員宿舎について

○ 宮城県

企画管理班(宿舎担当) 022-211-3674

県では、福利厚生事業の一環として安定した住環境を提供することにより、教職員の勤務意欲の増進を図るとともに、学校教育の円滑な運営に資するため、教職員宿舎を設置しその管理・運営を行っています。

共同宿舎名	所在地	問い合わせ先	提出書類
仙台地区向山教職員宿舎	仙台市太白区向山 3-18-1	教育庁福利課企画管理班 022-211-3674	宿舎貸与申請書
志津川地区教職員共同宿舎	南三陸町志津川字廻館 15-173	気仙沼教育事務所総務班	
南気仙沼地区教職員共同宿舎	気仙沼市上田中 1-6-5	0226-24-2582	

※県職員宿舎規則等により入居資格条件を満たしている必要があります。

※仙台市立小中学校等に勤務している教職員で、平成29年3月31日以前に県費負担教職員として採用された方については、入居資格条件を満たしていれば、入居が認められますので、上記連絡先へ問い合わせください。

財産形成貯蓄について

○ 宮城県

企画管理班 022-211-3672

○ 仙台市

総務局厚生課福利係 022-214-1220

I 財形貯蓄の種類

種類	要件等	非課税限度額等	定年引上げに係る手続き 昭和41年4月2日から 昭和42年4月1日生まれの方
財形年金貯蓄	・年金として貯蓄する ・積立期間5年以上 ・年金受取期間5年以上 ・据置期間5年以内 ・年金以外の払出しはしないこと（死亡等は除く。） ・1人1契約	財形住宅貯蓄との合計で550万円（生命保険・損害保険商品は払込保険料累計で385万円）まで非課税	継続したい場合は、令和9年2月頃までに（※）各自で契約金融機関に契約延長の手続きを行うこと。 ※期限等は契約金融機関に確認のこと。 （契約延長の手続きを行わない場合は、令和9年3月分で控除終了となる。）
財形住宅貯蓄	・積立期間5年以上（ただし、5年未満で住宅取得のための払出しは可） ・住宅以外の払出しはしないこと（死亡等は除く。） ・1人1契約	財形年金貯蓄との合計で550万円まで非課税	自動継続のため手続きは不要。ただし、下記の職員（※）になった場合は継続しないもの。 ※臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員（仙台市）、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員、特別職の非常勤職員
一般財形貯蓄	・積立期間3年以上 ・1人2契約可（ただし、異なる金融機関とする。仙台市は同一金融機関でも可。）	預入限度なし 20.315%分離課税	

2 加入申込み・積立額の変更

担当	募集期間及び控除開始時期		加入資格
宮城県	募集(手続き)期間	6月1日～6月30日	宮城県教育委員会の任命に係わる教職員。 (再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等を除く。)
	控除(変更)開始時期	8月分から	
仙台市	募集(手続き)期間	毎年9月頃	仙台市教育委員会の任命に係わる教職員。 (再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員等を除く。)
	控除(変更)開始時期	11月分から	

※ 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、申し込み日現在55歳未満。

3 加入後の各種手続き

加入後に以下の項目に該当する場合は、本人が取扱金融機関で手続きをしてください。

申出区分・内容		具体例
中断	財形控除を中断する	育休・休職等に入ることとなり、控除を中断する場合等
再開	財形控除を再開する	育休・休職等から復帰し、控除を再開する場合等
変更	氏名住所 勤務先(給与支払者) 積立額 積立終了年月 金融機関 非課税最高限度額 年金財形受取口座 年金財形受取開始日 年金財形受取期間等を変更する場合	積立額の変更以外は変更する都度手続きをすること (積立額の変更は募集期間のみ変更可)。

(注1) 育休等に入り給料が支給されなくなった場合は、「中断」の手続きをしなくても自動的に控除が停止しますが、取扱金融機関で「中断」の手続きが必要な場合がありますので、御確認ください。

また、一度控除が中断されたものは「再開」の手続きをしないと控除が再開されませんので御注意ください。

(注2) 財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄は、2年間中断すると利子等に対する非課税措置を受けられなくなりますが、**2年を超えて育休を取得する場合には、事前に取扱金融機関で手続きをすると利子等に対する非課税措置を受けることができます。**(育休開始日までに手続きをする必要があります。)

(注3) 人事異動により任命権者を異にした転出(※)の場合、自動的に控除が停止します。転出先で手続きを確認するとともに、契約している金融機関へもご自分で連絡願います。

(※ただし、**宮城県教育委員会の任命に係わる教職員が知事部局へ、仙台市教育委員会の任命に係わる教職員が市長部局へ異動の場合は自動継続となります。**)

(注4) 住所・氏名等に変更があった場合は、契約している金融機関からの重要な案内等が届かなくなりますので、速やかに手続きをしてください。

(注5) 一部又は全部払戻及び解約(原則として1年経過したもの)は、本人が直接取扱金融機関に申し出てください。

個人型確定拠出年金(iDeCo)について

○ 宮城県

企画管理班

022-211-3672

○ 仙台市

総務局厚生課福利係

022-214-1220

制度概要	確定拠出年金は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一つで、個人型確定拠出年金は、加入者自らが拠出した掛金を、自身の責任で運用するもので、掛金の全額が控除される等の税制上の優遇措置が設けられています。
加入手続	本人が直接、取扱金融機関と手続を行うこととなります。

団体保険取扱いについて

○ 互助会

総務事業班 022-211-3678

互助会では下表の保険会社と団体保険取扱いの契約を締結しています。団体保険に加入した会員からは毎月の給料から保険料を控除し、保険会社に支払うこととしています。

医療保障保険などの互助会で企画している保険については、その都度所属に御案内します。

区分	手続き
加入	会員が契約している保険会社に団体保険取扱いの申出を行う。
解約	会員が直接加入している保険会社へ連絡し、解約の手続きを行う。
退職・転出	会員が直接保険会社へ保険料を支払う個人扱いに変更を行う。 医療保障保険に加入している場合は、保険期間が8月1日から7月31日までの1年間のため、退職及び転出すると中途脱退となりますが、満期日までの保険料を一括前納することで、満期日の7月31日までは保険を継続することができます。 保険の継続を希望する場合は、「医療保障保険継続申込書」を互助会に提出し、保険料を納入してください。なお、同保険の配当金が生じた場合には、9月末までに会員の個人口座に送金します。
年末調整	年末調整に関する資料を10月中旬頃に送付します。

団体保険取扱会社一覧表

【令和8年4月1日現在】

生命保険			損害保険		
コード	会社名	電話番号	コード	会社名	電話番号
01	日本生命保険	0120-201-021	40	共栄火災海上保険	022-265-2326
05	ジブラルタ生命保険 (旧A I G エジソン生命保険)	0120-981-088	42	A I G 損害保険	022-221-2532
07	ジブラルタ生命保険 (旧エイティーン・スター生命保険)	0120-160-414	43	損保ジャパン (損保ジャパン・パートナーズ 仙台支店(代理店))	022-796-7202
10	第一生命保険	0120-157-157	44	日新火災海上保険	022-263-5465
16	朝日生命保険	0120-714-532	48	三井住友海上火災保険	022-221-9014
18	明治安田生命保険	0120-662-332	49	東京海上日動火災保険	022-225-6540
19	大樹生命保険	0120-318-766	企画保険		
20	住友生命保険	0120-307-506			
22	フコクしんらい生命保険	022-265-2326	コード	会社名	電話番号
23	三井住友海上あいおい生命保険	0120-324-386	55	公務員賠償責任保険 〔あいおいニッセイ同和損害保険〕 有限会社 梅商(代理店)	0120-764-167
25	アフラック生命保険 (東日本ファミリー(代理店))	022-262-4857	70	医療保障保険 (大樹生命保険)	022-225-6725
30	かんば生命保険 仙台中央郵便局かんばサービス部	022-267-8077	80	ドリーム年金 (第一生命保険)	0120-331-721
34	東京海上日動あんしん生命保険	0120-560-834	43	団体傷害保険 (損保ジャパン・パートナーズ 仙台支店(代理店))	022-796-7202
			48	所得補償保険 (三井住友海上火災保険)	022-221-9014

貸付けについて

○ 公立学校共済組合

経営管理班 022-211-3673

組合員（申込日の属する月までに組合員期間が6月以上あること）が臨時に資金を必要とするとき、その目的に応じて公立学校共済組合から貸付けを受けられます。申し込みについての詳細は、必ず公立学校共済組合宮城支部ホームページで確認のうえ申込期限までに申し込んでください。

なお、書類等不備の場合は、貸付けの申込みを受付できませんので、御注意ください。

Ⅰ 貸付けの種類

種 別	利 率 (※2)	貸付限度額	貸付事由の要旨	対象者	申込期限(※3) 貸付送金日(※4)
		償還回数上限			
一般貸付け	年1.32%	200万円 120回	組合員が臨時に資金を必要とする場合	組合員(※1)	毎月20日締切 翌月27日送金
住宅貸付け	年1.32%	組合員期間に応じた額と仮定退職 手当の額のいずれか高い額(住宅 貸付けの基本限度額) ただし、1,800万円まで 360回	組合員が自己の用に供するための住宅の新築・ 増築・改築・移築・修理・購入、住宅の敷地の 購入・補修をするため資金を必要とする場合		
介護構造部分 に係る貸付け	年1.06%	300万円 360回	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅 の新築等をするため資金を必要とする場合		
教育貸付け	年1.32%	550万円 250回	組合員・被扶養者・被扶養者でない子・孫・兄 弟姉妹が学校教育法第1条に規定する小学校・ 中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学 校・特別支援学校(幼稚部を除く)・大学(大学院 含む)及び高等専門学校等に入学・修学するため 資金を必要とする場合		
医療貸付け	年1.32%	120万円 110回	組合員・被扶養者・被扶養者でない配偶者・ 子・孫・兄弟姉妹・父母が医療(高額療養費の 対象となる療養を除く。)を受けるため資金を 必要とする場合		
結婚貸付け	年1.32%	200万円 120回	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする 場合		結婚した日から 前後6月以内 毎月20日締切 翌月27日送金
葬祭貸付け	年1.32%	200万円 120回	組合員が被扶養者・被扶養者でない配偶者・ 子・孫・兄弟姉妹・父母の葬祭を行うため資金 を必要とする場合		毎月20日締切 翌月27日送金
特別貸付け	年1.32%	給料月額(給料の調整額・教職調 整額含む)×3/10×残任期月数 ただし、200万円まで 残任期月数以内	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合	再任用組合員ほか、組合員資 格を取得した臨時的任用職 員、会計年度任用職員、任期 付職員および期間の定めがな く退職手当の発生しない職員	
災害貸付け	年0.99%	200万円 120回	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非 常災害を受けたため資金を必要とする場合	組合員(※1)	り災後3月以内 随時
住宅災害 貸付け	年0.99%	住宅貸付けの基本限度額の2倍に 相当する額 ただし、1,900万円まで 360回	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が 水震火災その他の非常災害により5分の1以上 又はこれと同程度の損害を受け、新築等をする ため資金を必要とする場合		り災後1年以内 随時
東日本大震災 特例住宅災害 貸付け	年0.69%	住宅貸付けの基本限度額の2倍に 相当する額 ただし、1,900万円まで 360回	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が 東日本大震災を受け、新築等をするため資金を 必要とする場合		毎月15日締切 当月30日送金 毎月30日締切 翌月15日送金
特定激甚災害 特定住宅災害 貸付け	年0.99%	住宅貸付けの基本限度額の2倍に 相当する額 ただし、1,900万円まで 360回	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が 特定激甚災害を受け、新築等をするため資金を 必要とする場合		毎月15日締切 当月30日送金 毎月30日締切 翌月15日送金
高額医療 貸付け	無利息	高額療養費相当額 高額療養費支給時に一括して控除	組合員等・被扶養者が高額療養費の支給の対象 となる療養に係る支払のため資金を必要とする 場合	組合員(※1)、再任用組合員 ほか、組合員資格を取得した 臨時的任用職員、会計年度任 用職員、任期付職員および期 間の定めがなく退職手当の発 生しない職員	毎月5日締切 当月15日送金 毎月15日締切 当月25日送金
出産貸付け	無利息	出産費又は家族出産費相当額 出産費又は家族出産費支給時に一 括して控除	組合員等が出産費又は家族出産費の支給の対象 となる出産に係る支払のため資金を必要とする 場合	組合員(※1)、再任用組合員 ほか、組合員資格を取得した 臨時的任用職員、会計年度任 用職員、任期付職員および期 間の定めがなく退職手当の発 生しない職員	毎月5日締切 当月15日送金 毎月15日締切 当月25日送金

※1 組合員…一般組合員及び船員組合員

※2 貸付金の利率は変動利率です。

※3 20日が土・日・祝日の場合は、前日が申込期限となります。また、申込期限後の受付分については、翌月の処理となりますので御注意ください。

※4 貸付送金日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日に送金となります。

2 貸付けの要件

対象者	申込日の属する月までに組合員期間が6月以上ある組合員が対象。他の共済組合から期間が継続している場合は、通算した期間となる。
貸付けの制限	貸付けの申込み理由が以下に該当する場合は貸付け不可。 ・経常的に必要となる費用（生活費・家賃等） ・借入金の返済（他の金融機関からの借換えや返済・クレジットカード払い（1階払い含む）の返済・結婚式場の代金を立替払い業者等を利用して返済） ・利益を生む事業のための費用（家族が起業するための費用） ・投資のための借入れ（株式・投資信託・不動産・宝くじ等） 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金の総額が700万円を超える場合や、借入状況等申告書の年間償還額合計が給料月額4.8倍を超える場合は貸付け不可。 借受人が、更に同一種別の貸付けを希望する場合は、当該貸付けの未償還元金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行う（借換え）。 一般貸付けにおいて、既貸付けから2年経過するまでは借換え不可。 一般・教育・結婚・葬祭貸付けについては、支払後の申込みも認める。ただし、支払後1か月以内に申込みすること。
貸付金額	各種別ごとの貸付限度額の必要額で10万円単位（高額医療貸付け・出産貸付けを除く。）。 ただし、他の共済組合からの異動に伴う借換えの場合及び教育貸付けによる教育ローンの借換えの場合は1円単位。 ボーナス併用償還は、貸付金額が100万円以上の場合に可能。貸付金額の1/2以内で50万円単位。
償還回数	各種別ごとの償還回数の範囲内で設定可能。ボーナスからの償還回数は毎月償還回数の1/6以内にすること。
提出書類	公立学校共済組合宮城支部ホームページに掲載している「貸付申込必要書類等チェック表」を確認すること。

3 団体信用生命保険及び債務返済支援保険について

団体信用生命保険・・・貸付金の償還途中に万一死亡したり一定の障害状態となった場合に、貸付金残高相当額が保険金として支払われる制度

債務返済支援保険・・・団信の適用を受けている方が、病気・傷害又は所定の精神障害により免責期間30日を超えて就業障害が継続した場合、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を3年を限度に保険金として支払う制度

区分	対象者	保険料（月額）	請求手続き
団体信用生命保険	対象者は次の貸付けを希望する方で、貸付申込時点で健康で、正常勤務者であること、かつ過去3年以内に(別表3)にある病気で2週間以上の入院をしたことがない方 (1) 住宅貸付け (2) 住宅災害貸付け (3) 介護構造部分に係る貸付け (4) 教育貸付け	10万円につき22円 毎年1回申込時指定のあった銀行から自動振替	死亡の場合の提出書類 ・在籍証明書 ・死亡証明書（指定様式） 高度障害の場合 ・在籍証明書 ・障害診断書（指定様式） 「公立学校共済組合宮城支部経営管理班貸付担当」 TEL 022-211-3673
債務返済支援保険	団信を申し込む際に、債務返済支援保険の適用・非適用の欄に○をつけてください。 団信の適用者であること、過去3年以内に(別表4)の病気で治療を受けていない方	1万円あたり92円 毎年1回申込時指定のあった銀行から自動振替	「債務返済支援保険 請求相談センター」に連絡 TEL 0120-614-191 月～金（祝日を除く） 10時から16時

(別表3) 団信関係（申込日（告知日）より起算して過去3年以内に下記の病気により連続して2週間以上の入院をしていないこと。）

狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中（脳出血・脳梗塞・くも膜下出血）・脳動脈硬化症・精神障害・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃潰瘍・十二指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリープ・糖尿病・リウマチ・膠原病

(別表4) 債務返済支援保険関係(申込日（告知日）より起算して過去3年以内に下記の病気で医師の診断・検査・治療・投薬を受けていないこと。「治療」には、指示・指導を含みます。)

一過性脳虚血発作（TIA）・心不全・大動脈瘤・不整脈（心房粗動など）・じん肺症・慢性肺気腫・クローン病・下垂体副腎機能障害（クッシング病・巨人症・アジソン病など）・重症筋無力症・血友病・再生不良性貧血・悪性リンパ腫・エイズHIV感染症・認知症・パーキンソン病候群・網膜色素変性症・黄斑部変性症

4 償還について

区分	事由等	申込期限及び償還日	提出書類
定期償還	貸付け時に申し込んだ回数により、給料等から控除されます。 償還開始は、毎月償還については、貸付月の翌月から、ボーナス償還は貸付月の翌月以降の最初のボーナスからとなります。	—	—
全額繰上償還	貸付未償還金を全額返済する。	毎月15日締切 翌月全額償還	全額繰上償還申出書★
一部繰上償還	・貸付未償還額の一部を返済。 ・毎月償還のみの場合は、10万円以上で申込。 ・ボーナス償還併用の場合は、20万円以上で、そのうち1/2以上をボーナス分の償還に充てること。 ・ボーナス償還分だけを一部繰上償還することはできるが、毎月償還分だけの一部繰上償還はできない。	6月1日～15日 12月1日～15日 翌月一部償還 一部繰上償還の翌月から定期償還開始	一部繰上償還申出書★
償還猶予	・育児休業の承認を受けたとき ・介護休業の承認を受けたとき ・配偶者同行休業の承認を受けたとき ・疾病により無給休職となったとき （傷病手当金、傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く） ・住宅が非常災害で損害を受けたとき	猶予を希望する月の前月25日 ただし11月は15日締切 償還猶予終了後償還開始	償還猶予申出書★
退職の償還	退職時に貸付未償還金があるとき	退職手当から貸付未償還金の控除依頼をするので手続きは不要	—
	退職手当から貸付未償還金が控除できないとき	退職手当から貸付未償還金を全額控除できず不足が生じたときは、別途「振込依頼書」を送付します。（※1）（※2）	
地方公務員共済組合宮城支部へ転出した場合	地方公務員共済組合宮城県支部へ転出された方で、貸付未償還金があるとき	これまでどおり給料から控除（以下、「徴収嘱託」という。）を行います。 徴収嘱託期間は5年までとなり、5年を経過した場合には、全額即時償還となります。 徴収嘱託により公立学校共済組合に貸付金を償還中に、新たに貸付けを受けたい場合は、全額即時償還となりますので、地方公務員共済組合宮城県支部で新たに貸付を申し込む予定がある方は、公立学校共済組合宮城支部までお問い合わせください。	—
他共済へ転出した場合	他共済へ転出された方で、貸付未償還金があるとき	転出した日の属する月の末日までに全額即時償還をしてください。（※2） 共済組合からの貸付金残高証明書を使用し、転出先の共済組合から貸付けを受けることができます。	—

※1 「振込依頼書」の納付期限までに払い込みがないと、利息が増加する場合がありますので御注意ください。

※2 納付期限までに払い込みがない場合は、貸付保険事故となりますので御注意ください。

◎ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

福祉保険制度について

○ 公立学校共済組合

 福祉健康班

022-211-3675

福祉保険制度は、地方公務員等共済組合法第112条第1項第6号及び公立学校共済組合定款第27条第4号の規定に基づき、公立学校共済組合の福祉事業として、長期給付事業(年金)を補完する「ファミリー年金」、短期給付事業(医療)を補完する「傷病休職給付金」「医療費支援制度」、生活習慣病予防のために健康増進や疾病予防を支援する「元気づくりサービスコース」の4つから成り立っている制度です。

1 保障期間

11月1日から翌年10月31日までの1年契約。更新時に解約の申出がない場合は毎年更新。

2 加入方法(年1回のみ)

所属を通じて加入募集資料を配布します。手続期間は毎年6月～7月頃の1回のみです。

3 お問い合わせ先

制度全般 (給付金の請求・支払等を除く)	公立学校共済組合福祉保険制度担当(若葉共済会) TEL 0120-778-599(無料) 月～金(土日、祝日、年末年始を除く)10時～16時
給付金の請求・支払等	福祉保険制度請求相談センター TEL 0120-660-998(無料) 月～金(土日、祝日、年末年始を除く)10時～16時
元気づくりサービスコース	元気づくりサービスコース事務局 TEL 0120-882-437(無料) 月～金(土日、祝日、年末年始を除く)9時～17時
ファミリー年金 特定疾病給付金の年金受給者	明治安田生命積立年金グループ TEL 0120-555-282(無料) 月～金(土日、祝日、年末年始を除く)9時～17時

アイリスプランについて

○ 公立学校共済組合

 福祉健康班

022-211-3675

国立、公立、私立学校の教職員の生涯生活設計支援のため、一般財団法人教職員生涯福祉財団を軸に、教職員の自助努力による経済生活支援事業(アイリスプラン)を「年金コース」「医療・日常事故コース」の2つのコースで実施しています。

1 加入方法

募集期間は、例年9月上旬から10月下旬にかけてです。詳細は、9月上旬に所属で配布されるリーフレットを御確認ください。

2 お問い合わせ先

一般財団法人 教職員生涯福祉財団サービスセンター

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目12番地 フロンティア四谷6階

TEL 0120-491-294(無料)

月～金(土日、祝日、年末年始を除く) 10時～17時

ホームページ <https://www.kyosyokuinzaidan.jp>

● 事故・災害

公務（通勤）災害補償制度について

○ 宮城県

☎ 福利健康班 022-211-3675

○ 仙台市

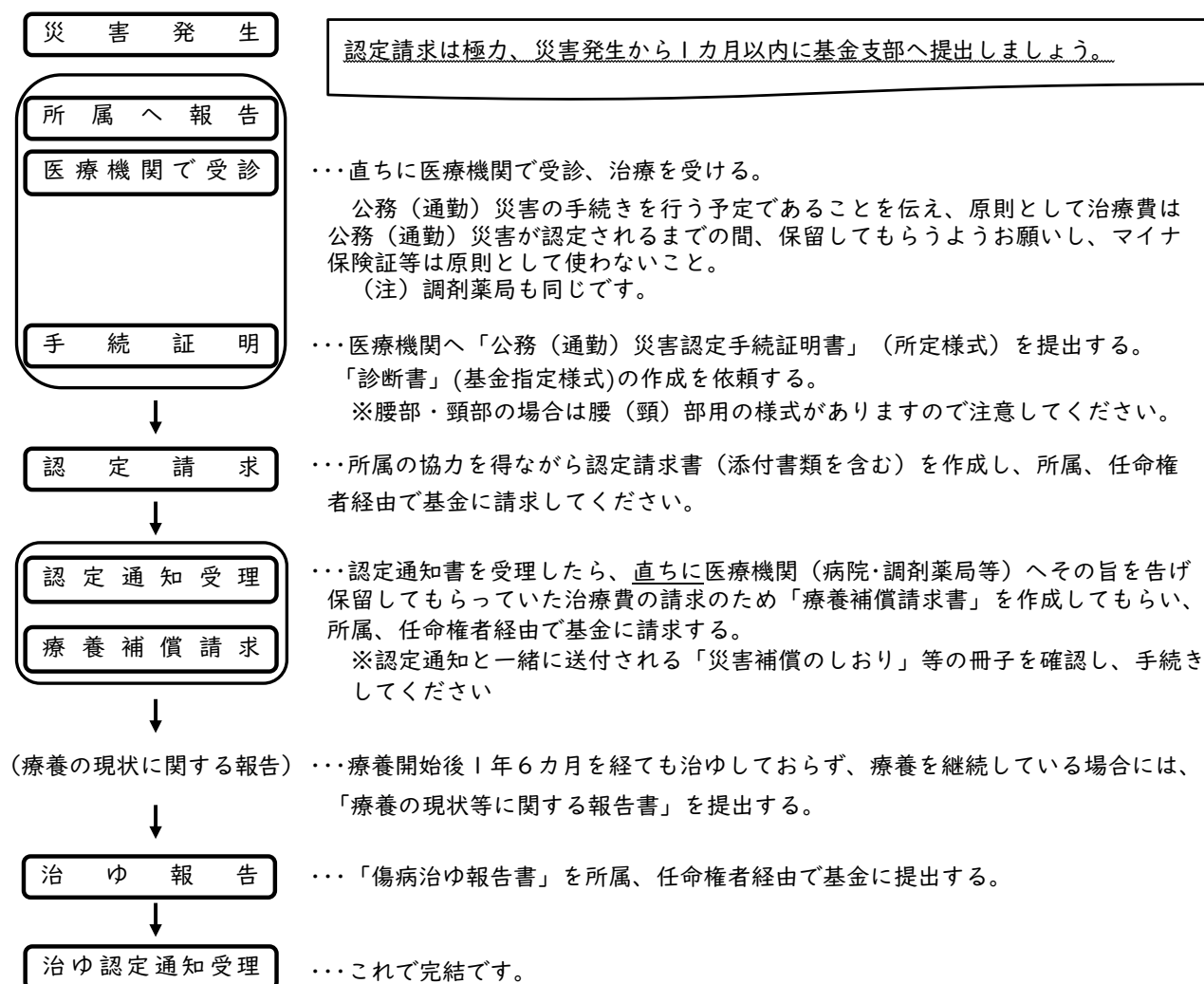
☎ 人事課人事係 022-214-8858

地方公務員災害補償制度（以下「公務（通勤）災害補償制度」という。）は、教職員が勤務に係わっての負傷等（公務上の災害）を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、教職員又はその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとしています。

ここでいう災害とは、被災した教職員の負傷、疾病、障害又は死亡という身体上の災害をいい、公務（通勤）災害補償制度は、教職員の身体的損害のみを対象とし、物的損害や精神的損害は補償の対象とはなりません。

災害が起きてしまったら・・・

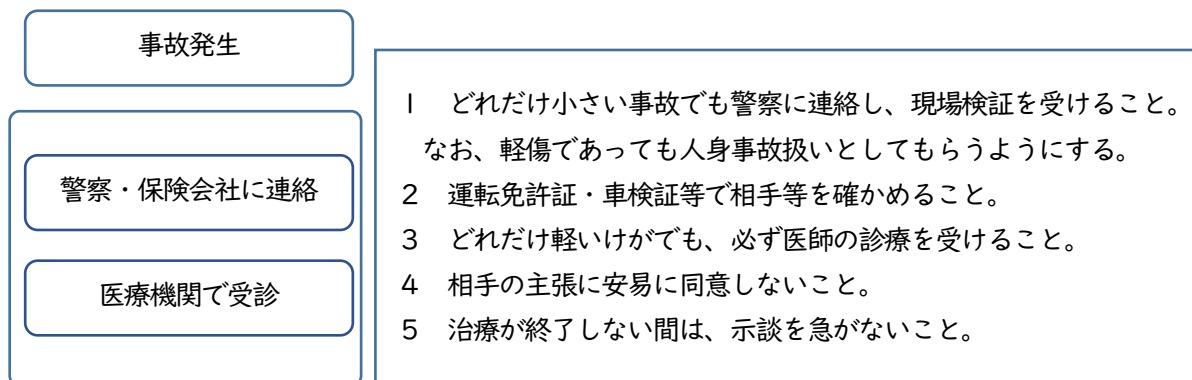
ここで示しているのは一般的な流れです。交通事故等の第三者加害などについては異なる場合もありますので注意してください。



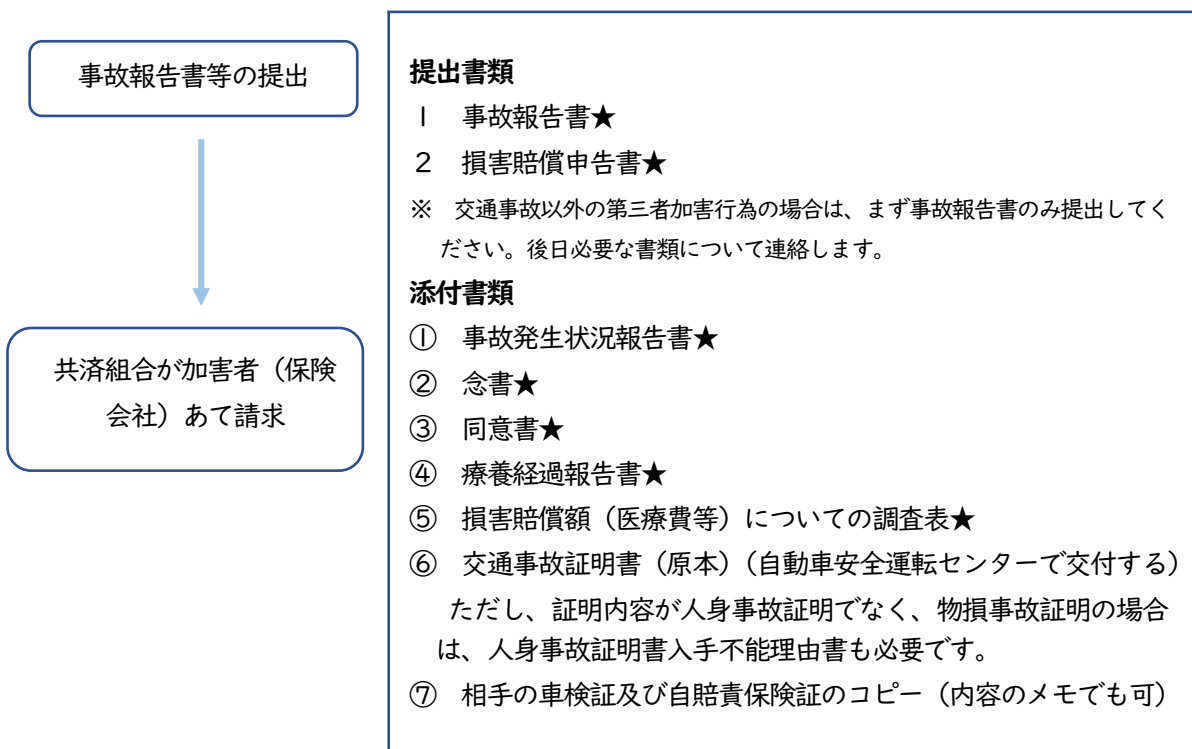
交通事故などの第三者の行為によるけがや病気の治療に要する費用は、加害者の負担になります。
マイナ保険証又は資格確認書等を提示した場合は、加害者が支払うべき治療費を共済組合が立て替えて支払うことになり、後日、加害者に対して立て替えた治療費等を請求します。
マイナ保険証又は資格確認書等を提示した場合は速やかに、共済組合へ事故報告書を提出してください。

事故が起ってしまったら・・・

一般的な流れ



事故発生後速やかに共済組合に「事故報告書」等の提出が必要



示談 事前に公立学校共済組合宮城支部給付班に必ず連絡してください。

被害を受けた組合員等が不利な示談をすると、共済組合が立て替えた治療費等を加害者に請求することができなくなり、組合員自身に負担していただくことになります。

※ 第三者加害行為に係る諸手続きについて、共済組合で委託している「ケーシップ株式会社」から組合員の自宅あてに直接連絡する場合があります。

災害にあったとき

○ 公立学校共済組合

☎ 給付班(短期給付) 022-211-3676

○ 互助会

☎ 総務事業班 022-211-3678

I 非常災害

非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき、給付されます。

災害にあったときは、共済組合に所属所名、り災者の氏名、り災の日、り災の場所、り災の原因等を速やかに連絡してください。(内容によっては現地調査する場合があります。)

	損害の程度	共済組合 支給額	互助会 支給額
非常 災害	1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に1と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×3	1級 600,000円
	1 住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に1と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に3と同程度の損害を受けたとき		2級 400,000円
	1 住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に1と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に3と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×1	3級 200,000円
	1 住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に1と同程度の損害を受けたとき		4級 100,000円

2 浸水被害

浸水により住居、家財が損害を受けたときで、その損害の程度の認定が困難な場合は、外形的標準により次の浸水の程度を区分し、災害見舞金が給付されます。

	浸水の程度	共済組合 支給額	互助会 支給額
浸水被害	床上 120cm以上	標準報酬月額×1	3級 200,000円
	床上 30cm以上	標準報酬月額×0.5	4級 100,000円

被扶養者と別居している場合

被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取り扱います。

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
災害見舞金	組・被	共済	・災害見舞金請求書★	・市区町村長、消防署長又は警察署長のり災証明書(原本) ※り災証明書が交付されている場合は、災害見舞金請求書の市町村等の証明欄は記入不要。 ・り災状況報告書 I(住居)、II(家財) ・災害現場の写真等
			・災害見舞金請求書★	—
	会	互助会	・災害見舞金請求書★ (通勤等に用いる自動車専用) 会員の通勤等に用いる自動車が風水震災その他の非常災害により損害を受け廃車したとき。	・自動車の所有者・使用者が記載されている書類(車検証等) ・廃車(永久抹消登録又は一時抹消登録)した証明書類の写し(登録事項等証明書等)

● 退職手当

○ 宮城県

企画管理班 022-211-3672

職員が退職した場合には「職員の退職手当に関する条例」に基づき退職手当が支給されます。

なお、退職後、引き続いて公務員等として再就職した場合で勤続期間が通算されるときは、支給されません。また、再任用職員が退職したときも支給されません。

Ⅰ 退職手当の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基本額} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \hline \end{array}$$

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職時の給料月額} \\ \hline \text{(1)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{勤続期間等に応じた支給割合} \\ \hline \text{(2)} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{調整額} \\ \hline \text{(3)} \\ \hline \end{array}$$

(1) 給料月額 = 本俸 + 教職調整額 + 給料の調整額

※本俸は、給料表の給料月額です。また、教職調整額等も給料表の給料月額を基礎として算定します。

※勸奨で退職する場合、勤続期間（(2) 参照）が25年以上でかつ退職年度末年齢が50～59歳の者は、60歳までの残年数に応じた給料月額の加算措置があります（教育庁では令和5年度から募集停止中）。

(2) 勤続期間等に応じた支給割合

次の **A + B - C** の勤続期間と退職事由（定年・勸奨・自己都合等）に応じて決定します（退職手当支給率早見表：福利課HP参照）。

※計算した勤続期間に1年未満の端数月がある場合は、その端数月は切り捨てます。ただし、勤続期間が6月以上1年未満の場合に限りこれを1年とし、退職事由が死亡等によるときは6月未満でもこれを1年とします。

※60歳に達した日後の4月1日以後、定年引上げ後の定年前に非違によることなく退職した職員については当分の間、「自己都合」の支給割合ではなく「定年」の支給割合を用います。

A：基礎となる期間

職員として引き続いた在職期間で、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数で計算し、1日だけでも在職した月は1月と数えます。

特約退職後、再採用された場合は再採用後の在職期間となります。

B：加える期間

他の公務員（国、他県、市町村等）や講師等が引き続いて（1日も空けず）宮城県の職員となった場合は、それらの他の公務員や講師等の在職期間を加えます（地方公共団体の場合は、宮城県の在職期間を通算する規定がある団体に限る。）。ただし、その在職期間について退職手当の支給を受けている場合は除きます。

C：除算期間

基礎となる期間から、下記表の期間を除きます。

休職 停職 大学院修学休業 育児休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その月数の2分の1 【例】休職期間25.2.14～26.2.13の場合 25.3月～26.1月までの11月×1/2=5.5月が除算となる。 ※ただし、育児休業の場合は当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1
育児短時間勤務	月の初日から末日まで育児短時間勤務をした月が1月以上あったときは、その月数の3分の1
高齢者部分休業の期間	7時間45分をもって1日とし、30日をもって1月として換算した月数の2分の1
組合専従の期間 自己啓発等休業 配偶者同行休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その全部の月数 ※ただし、自己啓発等休業のうち公務運営に特に資するものと認められること等要件に該当する場合は、その月数の2分の1

(3) 調整額

職員の区分毎に定める調整月額のうち、平成8年4月1日以降退職までの在職期間の各月（休職月等を除く※1）における額の多いものから60月分の調整月額を合計した額（調整額に関する区分表：福利課HP参照）。

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号
調整月額	78,750	70,400	65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0

※1 上記（2）の勤続期間と同様に休職、停職、大学院修学休業、育児休業等で月の初日から末日まで勤務しない月を除算します（次ページ表参照）。

※2 勤続4年以下の退職者は、計算した合計額の1/2相当額とします。

※3 自己都合退職者で勤続10～24年の者は計算した合計額の1/2相当額、勤続9年以下の者は不支給となります。

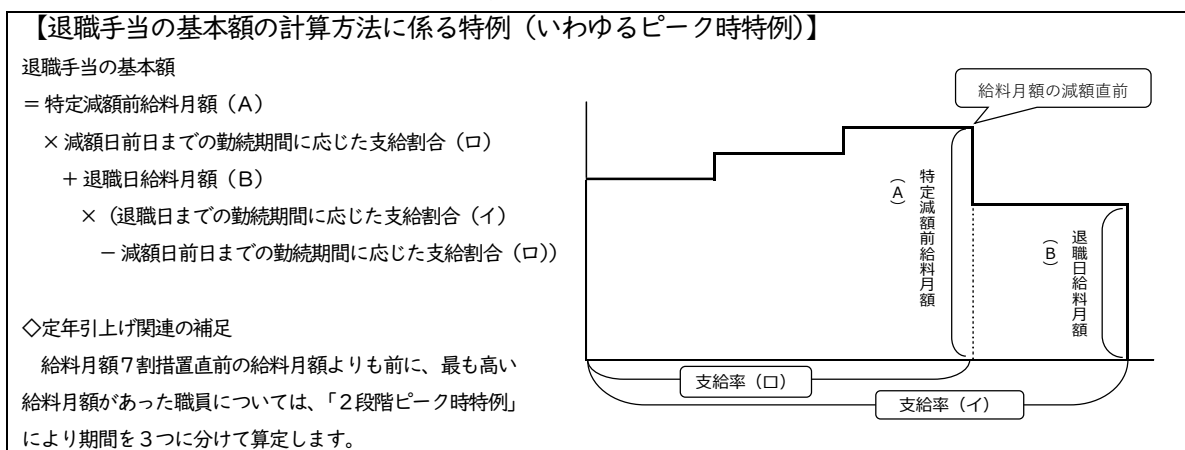
調整額から除算される休職月等

休職 停職 大学院修学休業 育児休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その月数の2分の1（端数切り上げ） 【例】休職期間25. 2.14～26. 2.13の場合 25. 3月～26. 1月までの11月×1/2＝6月が除算となる。 ※ただし、育児休業の場合は当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1
育児短時間勤務	月の初日から末日まで育児短時間勤務をした月が1月以上あったときは、その月数の3分の1（端数切り上げ）
組合専従の期間 自己啓発等休業 配偶者同行休業	月の初日から末日まで勤務しない月が1月以上あったときは、その全部の月数 ※ただし、自己啓発等休業のうち公務運営に特に資するものと認められること等要件に該当する場合は、その月数の2分の1（端数切り上げ）

（4）基本額の特例

平成19年4月1日以降に、給料月額の変額改定以外の理由（※）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合で、特定減額前給料月額（当該理由による減額がなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの）が退職日の給料月額よりも多いときは、以下の「退職手当の基本額の計算方法に係る特例」を適用します。

※降格、給料表間異動、給料の調整額の解除等によるもののほか、定年引上げに伴い、職員が60歳に達した日後の4月1日以後に適用される給料月額7割措置も含みます。



2 退職手当から控除されるものについて

（1）退職手当に係る所得税・住民税

退職手当の支払時に所得税と住民税を徴収します。

なお、所得税については復興財源法が施行されたことにより、復興特別所得税を併せて徴収します（令和19年12月31日まで）。

（2）給与に係る住民税

給与所得に係る住民税は、6月から翌年5月まで12回に分け、給与支払者（宮城県）が毎月給料から天引き（この方法を「特別徴収」という。）して市町村に納付しています。退職後は給与から天引きができなくなるため、5月分までの住民税の残額について退職手当から一括控除して市町村に納付します。

（注）退職した年も前年の所得に応じて住民税が課税されます。無収入又は年金収入だけでも、前年と同額程度の住民税を納入することになります。納入方法は普通徴収（※）となります。

※普通徴収…その年の6月頃に、市町村から納税義務者に納付書が送付されます。それをもとに役所や金融機関で住民税を支払うこととなります。詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

（3）共済組合からの貸付金未償還元利金（詳細はP21参照）

3 退職手当決定通知書・退職所得の源泉徴収票の交付

振込日前までに本人宅へ郵送します。

なお、退職所得の源泉徴収票は、後日年金手続等で必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

4 退職手当の支払い

退職手当口座振替依頼書に記載された口座へ送金します（年度末退職者には4月下旬に送金）。振込予定日は退職手当決定通知書に記載しますので、通帳の記帳等により入金を確認願います（支払元：宮城県福利課）。

なお、退職手当が振り込まれるまでは口座の解約や名義変更等をしないでください。解約等をしますと入金日が遅れることとなります。

● 年金のしくみ

○ 公立学校共済組合

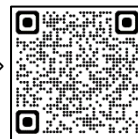
給付班(長期給付) 022-211-3677

1 年金のしくみ

公的年金制度のしくみ、公立学校共済組合から支給される年金など、年金制度の概要については、公立学校共済組合ホームページを御覧ください。

URL:<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/shikumi/index.html>

⇒



2 厚生年金の種類

年金の種類	受給要件	備考
老齢厚生年金	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 65歳以上であること。 ・ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。 ・ 受給資格期間（厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料納付済期間・保険料免除期間等を合算した期間）が10年以上であること。	平成27年9月まで共済組合の一般組合員期間がある方は、退職共済年金（経過的職域加算額）も支給されます。
障害厚生年金	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 厚生年金被保険者期間中に初診日（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。 ・ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその間に傷病が治った日若しくは症状が固定した日）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1級から3級に該当する障害の状態にあること。 ・ 初診日時点において保険料納付要件を満たしていること。	初診日から起算して1年6か月を経過する前に、P29の「別表5」の状態に該当した場合は、それぞれの日が障害認定日となります。
障害手当金	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 厚生年金被保険者期間中に初診日（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること。 ・ 初診日から傷病が5年以内に治っていること（症状が固定）。 ・ 治った日において、障害厚生年金が支給されない程度の軽度の障害（厚生年金保険法施行令で定める障害の状態）が残っていること。 ・ 初診日時点において保険料納付要件を満たしていること。	次のいずれかに該当する方は、障害手当金は支給されません。 ・ 国民年金・厚生年金・共済年金の受給権者 ・ 同一傷病にて、地方公務員災害補償法による障害補償等の受給権を有する方
遺族厚生年金	次のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。 ・ 厚生年金被保険者が死亡したとき。 ・ 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ・ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡したとき ・ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき	遺族厚生年金を受けることができる遺族は、組合員又は組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持していた方となります。 遺族の範囲と順位については、P29の「別表6」をご確認ください。

3 共済組合独自の年金

平成27年10月以降に共済組合の一般組合員期間が1年以上ある方が支給の対象となります。

年金の種類	受給要件	備考
退職年金 (年金払い退職給付)	次の要件をすべて満たしているときに支給されます。 ・ 65歳以上であること。 ・ 一般組合員資格を喪失していること。 ・ 1年以上の引き続き一般組合員期間を有していること。	積み立てた原資（給付算定基礎額）は「終身退職年金」と「有期退職年金」の半分に分けて受給します。 《終身退職年金》 受給期間は終身となります。 《有期退職年金》 受給期間は、20年・10年・一時金から選択します。受給期間終了前に年金受給者が死亡したときは、残りの受給期間分を遺族に一時金で支給します。

4 ねんきん定期便について

公立学校共済組合本部より組合員に対して、毎年1回誕生月に「年金加入期間」、「年金見込額」、「保険料(掛金)納付状況」等の情報を「ねんきん定期便」として、登録住所宛てに送付しています。

節目年齢(35歳・45歳・59歳)の方は封書で、それ以外の方ははがきで送付されます。

5 離婚時の年金分割制度

離婚又は婚姻の取消しをした場合に、按分割合について合意したうえで、婚姻期間中の標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）を当事者間で分割することができます。分割した標準報酬に基づき、厚生年金・経過的職域加算額の年金額が計算されます。また、当事者の一方が国民年金第3号被保険者であった場合は、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の相手方の標準報酬を2分の1に分割することができます。

なお、年金分割の手続きは、離婚又は婚姻の取消しをした日の翌日から起算して5年（※）を経過すると、請求することができなくなります。

※離婚等をした日が令和8年3月31日以前の場合は2年となります。

（別表5） 障害認定日に係る特例

障害状態	障害認定日
①上肢・下肢を切断・離断したもの ②人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの ③心臓ペースメーカー、植込み型除細動器（ICD）、人工弁、人工心臓、補助人工心臓、CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着したもの ④心臓移植したもの ⑤新膀胱を造設したもの ⑥喉頭を全摘出したもの ⑦胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換したもの	その日
人工透析療法を施行したもの	透析開始から3か月を経過した日
人工肛門を造設または尿路変更の手術をしたもの	造設または手術日から6か月を経過した日
在宅酸素療法を行っているもの	在宅酸素療法を開始した日
脳血管障害による機能障害で症状が固定しているもの	初診日から6か月経過した日以後
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

（別表6） 遺族の範囲と順位

順位	遺族の範囲	受給開始	備考
1	・妻 ・子のある55歳以上の夫	死亡日の翌月	子のある55歳以上の夫は、60歳未満であっても、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
	子（※）	死亡日の翌月	妻又は子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受けている間は、子の遺族厚生年金は支給されません。
	子（※）のない55歳以上の夫	60歳から	
2	55歳以上の父母	60歳から	
3	孫（※）	死亡日の翌月	
4	55歳以上の祖父母	60歳から	

※子・孫は、次のいずれかに該当する方となります。

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと。
- ・20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当し、かつ婚姻していないこと。

● おくやみ

組合員・会員が死亡したとき

○ 公立学校共済組合

☎ 給付班(短期給付) 022-211-3676

○ 互助会

☎ 総務事業班 022-211-3678

給付の種類	対象者	担当	提出書類	添付書類
埋葬料 家族埋葬料	組・被	共済	・ 埋葬料・家族埋葬料請求書★	・ 市区町村の埋(火)葬許可書の写し ・ 埋葬に要した費用の領収書及び明細書 (原本) 組合員が死亡したときのみ ※請求者が被扶養者の場合は不要
	対象者		関連提出書類	添付書類
	組		・ 支払未済給付金請求書★	・ 戸籍謄本 ・ 通帳の写し
弔慰金 家族弔慰金	組・被		・ 弔慰金・家族弔慰金請求書★	・ 市区町村長又は警察署長の非常災害により死亡したことの証明書(原本)
死亡弔慰金	会 その他		・ 死亡弔慰金請求書★	・ 給付金等振込依頼届★
遺児育英資金給付金	遺児	互助会	・ 遺児育英資金(一時金)請求書★	・ 会員であった者の遺児であることを証する書類(受給者の戸籍謄本又は住民台帳、謄本等) ・ 遺児の入学、在学又は就職を証明する書類(在学証明書等) ・ 法定代理人が親権者以外の時は、これを証する書類

※ 支払未済給付金請求書は組合員が死亡した場合になります。

※ 弔慰金・家族弔慰金請求書は組合員とその被扶養者が非常災害によって死亡した場合になります。

※ 組合員が死亡した場合は、遺族に遺族厚生年金が支給されます。個別に給付班(長期)から連絡します。

※ 互助会会員が死亡した場合、死亡弔慰金及び退会餞別金については、親族がその者の死亡当時その者と生計を共にしていない場合であっても、請求することができます。

※ 遺児育英資金給付金については、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の会員は、対象となりません。

※ 給付事由が生じた日から2年間請求しないときは、時効となります。

区分		給付の種類等	対象者	給 付 事 由	法 定 給 付	附 加 給 付				
保健給付	病 気 ・ 負 傷	療養の給付	組	マイナ保険証又は資格確認書等を提示して医療機関にかかったとき	総医療費の70/100（共済組合負担）	総医療費の30/100（窓口自己負担）	法定給付 共済負担			
		訪問看護療養費			総食事費－自己負担額					
		入院時食事療養費			総医療費の70/100（共済組合負担）					
		家族療養の給付	被		総医療費の30/100（窓口自己負担）			一部負担金払戻金(組) 家族療養費附加金(被) 自己負担額から基礎控除額を控除して得た額 (100円未満の端数切捨て) P32（別表8）	附加給付 自動給付	
					家族訪問看護療養費					総食事費－自己負担額
					入院時食事療養費					総食事費－自己負担額
		高額療養費	組・被	1か月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき P32（別表7）	—	—	自動給付			
		高額介護合算療養費	組・被	1年間の医療と介護の自己負担が高額なとき	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき					
		療養費	組	マイナ保険証又は資格確認書等を提示しないとき (治療用装具、はりきゅう等) ※医師が治療のため必要と認めたとき	保険診療を基準とした額又は定額の70/100					
		家族療養費	被							
	移送費	組	緊急の場合等で、医師が移送を必要と認めたとき	実費相当額	—					
	家族移送費	被								
	出 産	出産費	組	出産したとき	488,000円 産科医療補償制度対象の医療機関等において出産した場合は、12,000円を加算 (500,000円)	出産費附加金（組） 家族出産費附加金（被） 50,000円				
		家族出産費	被							
	死 亡	埋葬料	組	死亡したとき	50,000円	埋葬料附加金（組） 家族埋葬料附加金（被） 25,000円				
		家族埋葬料	被							
休業等給付	休 業 ・ 欠 勤	傷病手当金	組	傷病のため休職し給料の全部又は一部が支給されないとき	(標準報酬月額×1/22×2/3) × 支給日数 (1年6月間、結核性の病気は3年間)	傷病手当金附加金 傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6か月間の範囲において傷病手当金と同額を給付	請 求			
		出産手当金		出産のため休職し給料の全部又は一部が支給されないとき	(標準報酬月額×1/22×2/3) 出産予定日前又は産前42日・産後56日以内	—				
		休業手当金		被扶養者などの傷病看護等のため欠勤し、給料が支給されないとき	(標準報酬月額×1/22×50/100) × 支給日数	—				
		育児休業手当金		育児休業を取得したとき (育児休業開始日から子が1歳に達する日又は育児休業終了日のいずれか早い日まで)	最初の180日 (標準報酬月額×1/22×67/100) × 支給日数 180日経過後 (標準報酬月額×1/22×50/100) × 支給日数 又は、給付上限相当額×支給日数	—				
		育児休業支援手当金		子の出生直後の一定期間に両親ともに育児休業を取得したとき（育児休業の期間が28日に達するまで）	標準報酬月額×1/22×13%×支給日数 又は給付上限相当額×支給日数	—				
		育児時短勤務手当金		2歳に満たない子を養育するために時短勤務をしたとき	報酬の額の10% ただし、当月の報酬の額が標準報酬月額の90%以上あるときは算出方法が異なります。	—				
		介護休業手当金		介護休業を取得したとき (介護休業の日数を通算して66日を超えない期間)	(標準報酬月額×1/22×67/100) × 支給該当日数 又は、給付上限相当額×支給日数	—				
災害給付	災 害	災害見舞金	組・被	非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	標準報酬月額の1月分×「損害の程度に応じ定められた月数」 (3月分～0.5月分)	—				
		弔慰金	組	不慮の災害で死亡したとき	標準報酬月額	—				
		家族弔慰金	被		標準報酬月額×0.7	—				

※対象者 組…組合員 被…被扶養者

標準報酬月額…(給料月額+実際に支給された諸手当)の3か月の平均額を標準報酬等級表に当てはめたもの。

支給日数・支給該当日数…土・日を除く

※義務教育就学前の被扶養者の法定給付について、総医療費の80/100（共済組合負担）、総医療費の20/100（窓口自己負担）となります。

詳細につきましては、ホームページで確認願います。

(別表7) 高額療養費に係る自己負担限度額

【70歳未満の方の区分】

適用区分 (※1)	所得区分 (標準報酬月額)	高額療養費に係る自己負担限度額	多数回該当 (※2)
ア	83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	140,100 円
イ	53 万円以上～83 万円未満	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	93,000 円
ウ	28 万円以上～53 万円未満	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
エ	28 万円未満	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税(低所得者)	35,400 円	24,600 円

※1 適用区分は限度額適用認定証に係る区分になります。

※2 多数回該当・・・同一世帯で1年間に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられます。ただし、保険者が変わった場合や、被保険者から被扶養者になった場合などは回数に通算されません。

所得区分		高額療養費自己負担限度額	
標準報酬月額		外来(個人ごと)	入院含めた世帯合算
現役並み所得者	83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1% 多数回該当の場合 140,100 円	
	53 万～79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1% 多数回該当の場合 93,000 円	
	28 万～50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1% 多数回該当の場合 44,400 円	
一般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 多数回該当の場合 44,400 円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税等	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税に係る所得金額がない等		15,000 円

(別表8) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

自己負担額が以下の表に掲げる自己負担限度額を超えた場合、給付されます。

一部負担金払戻金等の自己負担限度額	25,000 円 (上位所得者(標準報酬月額 530,000 円以上) 50,000 円)
合算高額療養費が給付される場合における一部負担金払戻金等の自己負担限度額	50,000 円 (上位所得者(標準報酬月額 530,000 円以上) 100,000 円)

令和8年度 公立学校共済組合宮城支部保健事業一覧

事業名		事業（検査）内容	実施時期	対象者（年齢は実施年度末現在）
特定健診等事業	特定健康診査	内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査 問診・身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査等・その他個人毎の健康情報提供（40歳以上の全組合員）	6月～	40歳以上75歳未満の組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者。ただし、組合員は所属所の定期健康診断及び人間ドックを受けることで、特定健康診査を行ったものとする
	特定保健指導	生活習慣改善のための保健指導（動機付け支援・積極的支援）	6月～	特定健康診査の結果により、生活習慣の改善が必要と判断された者（糖尿病・高血圧症・脂質異常症で服薬中の者は除く）
健康 管理 事業	人間ドック	I 日コース	I 日総合健診 自己負担額 13,000円	6月～2月 次の指定年齢の希望者 59歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・30歳・60歳・31歳・33歳・41歳・43歳・48歳・46歳・38歳・36歳・53歳・57歳・51歳・61歳以上（前年度受診者は除く） ※ ただし、宿泊コースについては次の指定年齢とする 59歳・55歳・50歳（前年度受診者は除く） ※ 東北中央病院⇒交通費9割支給
		宿泊コース	I 泊2日総合健診 自己負担額 21,000円	
	器 官 別 検 診	婦人科検診	子宮頸がん：子宮内診又は超音波検査及び頸部細胞診 乳がん：40歳未満 超音波検査 40歳以上 マンモグラフィ検査	6月～2月 30歳以上の希望者で次に該当する者 （人間ドック受診決定者は除く） ・奇数年(西暦)生まれの者：子宮頸がん・乳がんのセット検診 ・偶数年(西暦)生まれの者：子宮頸がん検診のみ
		子宮頸がん検診	子宮内診又は超音波検査及び頸部細胞診	7月～11月 希望者（年齢制限なし。ただし、人間ドック・婦人科検診受診決定者は除く）
		乳がん検診	・40歳未満：超音波検査 ・40歳以上：マンモグラフィ検査	7月～1月 30歳以上の希望者のうち、奇数年(西暦)生まれの者（人間ドック・婦人科検診受診決定者は除く）
		胃がん検診	胃部エックス線撮影	6月～2月 市町村立学校教職員及び団体職員で30歳以上40歳未満の希望者（人間ドック受診決定者は除く）
		肺がん検診	C T 検査（コンピュータ断層撮影） 自己負担額 3,000円	7月～2月 50歳以上の希望者（人間ドック受診決定者及び前年度受診者は除く）
		大腸がん検診	免疫便潜検査	6月～2月 40歳以上の希望者（人間ドック受診決定者は除く）
		脳検診	頭部MR I 検査（頭部断層撮影） 自己負担額 6,000円 頭部MR A 検査（頭部血管撮影）	6月～2月 50歳以上の希望者（令和6年度～令和7年度の受診者は除く）
	健康づくり事業	若年層健康増進セミナー	若年層組合員等に対し、自身の生活習慣を見直し、日々健康的な生活を送るための健康セミナーを開催する。	7月～10月 40歳未満の希望者
		ウエイトコントロールセミナー	メタボリックシンドローム該当者等を対象に、生活習慣の見直しに係る講義及び運動実技についてのオンラインセミナーを開催する。	
		スリープタフネスセミナー	生活習慣病やメンタルヘルスに関係の深い睡眠について、正しい知識と質の高い睡眠を実践する方法を学び、心身の健康と日々の活力につなげることを目的に行う。	
		ストレスマネジメント講演・演奏会	メンタルヘルスに関する講演会と心を癒やす演奏会を行う。	
		歩こうみやぎウォーキングチャレンジ	運動習慣づくりとして、健康ポイントアプリを利用し、月毎の合計歩数に応じてインセンティブを進呈する。	7月～12月 健康ポイントアプリ利用者
		健康増進チャレンジ	日々の健康増進への取り組みや支部で実施するセミナー等への参加などに対しポイントを付与する。獲得したポイントは商品等と交換（インセンティブ）が可能となる。	4月～3月 組合員
		健康フォローアップ	40歳未満組合員の人間ドック受診者に対し、その受診結果を基に、健康に関する情報を個別に通知することで、自身の健康状態を把握するとともに、生活習慣の改善に繋がることを目的とする。	11月～ 30歳～39歳までの人間ドック受診者
		出張講座	希望する所属所等に講師を派遣し、各種セミナー（アングーマネジメント、ピラティス、職場のメンタルヘルス等）を実施することにより、心身の健康保持増進を図る。	4月～3月 希望者又は希望する所属所等
		メンタルヘルス相談（訪問型）	希望する所属所等にカウンセラーを派遣し、個人面談等を実施することにより、心の健康を図る。	4月～3月
		こころの健康ドクター相談	教職員の心の健康の保持増進を図るため、専門の医師が教職員の生活の安定や職場環境の整備等に関して、個別に面談を行う。	4月～3月
一般事業	一般事業	ホテル白萩専用利用助成	組合員又はその家族が、保養のためホテル白萩を利用した場合に、その利用料金の一部を助成する。	4月～3月 組合員及び任意継続組合員
		婚礼・慶弔補助	組合員及びその2親等以内の親族で、ホテル白萩で結婚式を挙げた場合に費用の一部を補助する。（上限額10万円）また、組合員及び被扶養者が組合員の3親等以内の親族のために、ホテル白萩で法要及び慶事を主催する場合に費用の一部を補助する。（上限額5万円）	4月～3月 該当者
		育児・介護支援	福利厚生代行業者への業務委託（アウトソーシング）事業。育児・介護支援施設の利用割引や育児・介護用品の割引購入が可能となる。	4月～3月 組合員及びその家族
		ライフプランセミナー	教職員が「心豊かで明るく充実した人生」を実現するため、生涯生活設計（ライフプラン）の確立を目指し、セミナーをWEB型で開催する。	7月～8月 希望者

令和8年度宮城県教職員互助会事業一覧

区分	給付の種類等	対象者	給付条件等	給付額及び支給基準等
短期給付事業	医療補給金 家族医療補給金	会・被	会員及び会員の被扶養者が疾病のため療養を受けたとき。	自己負担額から共済組合法又は健康保険法の規定による給付額及び6,000円を控除した額（100円未満の端数切り捨て）
	療養補給金	会	会員が病気又は負傷し、療養のため休職したとき。	休職期間のうち、県などから給与等を受けない期間（共済組合法又は健康保険法による傷病手当金、同附加金の支給期間を経過した後の期間） 1ヶ月につき 100,000円 （当該期間に1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	出産祝金	会・配	会員及び会員の配偶者が出産したとき。	出産児1人につき 30,000円
	介護休暇補給金	会	会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等により、介護休暇又は介護時間を認められたとき。	介護休暇1日につき掛金の基礎となった給料日額に67/100を乗じた額（共済組合の介護休業手当金又は雇用保険法の介護休業給付を控除した額）
	災害見舞金	会	会員が風水震災火災その他の非常災害により、その住居若しくは家財に損害を受けたとき、又は通勤等に用いる自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）が損害を受け廃車したとき。	(1) 1級 600,000円 (2) 2級 400,000円 (3) 3級 200,000円 (4) 4級 100,000円 (5) 通勤等に用いる自動車を廃車したとき 50,000円
	障害見舞金	会	会員が病気にかかり又は負傷し、その傷病の結果退職したとき。	(1) 1級 300,000円 (2) 2級 200,000円 (3) 3級 100,000円 (4) 障害一時金程度 50,000円
	死亡弔慰金	会 その他	会員、配偶者及びその被扶養者又は実父母、実子が死亡したとき。 （同居している姻族の父母を含む。）	会員 (1) 会員期間10年以上 500,000円 (2) 会員期間10年未満 300,000円 (3) 会員期間3年未満（臨時的任用職員及び会計年度職員に限る。） 100,000円 配偶者 100,000円 子 50,000円 その他 10,000円
厚生給付事業	遺児育英資金給付金	遺児	会員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）が死亡し、幼稚園児等の児童、生徒等がいるとき。	(1) 幼稚園等 月額11,000円 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者 月額12,000円 (3) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は、特別支援学校の中学部に在籍する者 月額14,000円 (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校等に在籍する者 月額16,000円 (5) 一時金 120,000円
	結婚祝金	会	会員が結婚したとき。	50,000円
	入学祝金	会	会員の子が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき。	10,000円（高等学校等の入学は1回限り）
	銀婚祝金	会	会員が結婚後25年に達したとき。ただし、会員が退職又は退会時に満58歳以上で銀婚に達したものとみなす。	20,000円 ただし書は、事由発生日が退職又は退会後になる場合で、退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当する。
	慰労給付金	会	会員の配偶者の死亡等で再婚することなく、結婚後25年に達したとき。ただし、会員が退職又は退会時に満58歳以上で25年に達しないときは25年に達したものとみなす。	20,000円 ただし書は、事由発生日が退職又は退会後になる場合で、退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当する。
	リフレッシュ給付金	会	会員が30歳、40歳、50歳及び60歳に達したとき。	30,000円（誕生日の属する月の翌月に自動給付）
	単身会員特別給付金	会	会員が結婚することなく満50歳に達したとき、又は満40歳以上で退職（死亡退職を含む。）若しくは退会（転出）したとき。ただし、この給付金を支給後に結婚した場合には、結婚祝金を支給しない。	会員期間1年につき 8,000円 会員になった日から満50歳に達した日までとする。（50歳未満で退職・退会した場合は、会員となった日から退職・退会した日までとする。）
	退会餞別金	会	会員が退職（死亡退職を含む。）したとき（退職した日の翌日から引き続き組合員となり、会員として維持する場合を除く。）、又は他の共済組合の組合員となったとき。（継続会員は除く）	在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 （在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
福祉事業	無給付者給付金	会	会員が事業年度を単位として、2年間短期給付、厚生給付及びその他の給付等を受けなかったとき。ただし、事業年度を単位として2年間在会している者に限る。	3,000円（自動給付）
	文化・厚生事業 活動支援	会	会員に対し、教職員互助会ポイント（みやぎポイント）を付与又は相当額の金券等を配布。 ポイントはみやぎポイント参加登録業者で利用可能。	教職員互助会ポイント（みやぎポイント）12,000ポイント、又はポイントに代えて12,000円相当の金券等を配布。 ※ポイントは1ポイント1円として利用可能。
	人間ドック助成	会	会員が公立学校共済組合宮城支部が実施する人間ドックを受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が人間ドックを受診したとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、前年度受診分の受給者は除く。 (1) 1日コース 限度額5,000円 (2) 宿泊コース 限度額8,000円 ※公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックの申込時に、教職員互助会への情報提供に同意した場合は自動給付とし、同意しない会員、指定団体の会員等は請求払いとする。
福祉事業	脳検診助成	会	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診を受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が脳検診を受診したとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、前年度受診分の受給者は除く。 限度額 2,000円 ※公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診の申込時に、教職員互助会への情報提供に同意した場合は自動給付とし、同意しない会員、指定団体の会員等は請求払いとする。
	インフルエンザ等予防接種助成	会	会員が医療機関等で、予防接種法に定めるインフルエンザ等の予防接種を受けたとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 限度額 2,000円 ※宮城県教育委員会、公立学校共済組合宮城支部、教職員互助会が実施する会場型のインフルエンザ予防接種を受けた場合は、提出書類は不要。
	公益事業 教育文化事業	一	教育文化に関する事業を実施。	宮城県図書館等へ図書を寄贈 200万円
団体保険事業	生命保険及び損害保険の団体扱い	会	生命保険及び損害保険の団体扱い契約を締結している保険会社の保険に加入したとき、保険料が割引になる。	団体扱いしている生命保険及び損害保険等 19社
	医療保障保険	会	会員、配偶者及びその子供を対象にした1年更新の医療保障保険で、入院した場合に入院給付金が給付される。	剰余金が生じた場合は配当金を給付。 保険期間8月1日～7月31日（5月募集予定）

※ 給付事由が生じた日から3年間請求しないときは時効となります。

※ 上記事業のほか、後援事業として、県教育委員会が後援している催事等を鑑賞できるよう幹旋・案内しています。

公立学校共済組合やすらぎの宿

共済組合では福祉事業の一環として、全国に宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」を運営しています。
ホームページもあり、各施設の情報が満載で予約もできます。どうぞ、是非御利用ください。
「公立共済やすらぎの宿」ホームページアドレス：<https://www.kourituyasuragi.jp>

公立共済やすらぎの宿施設一覧

施設名		住所	電話番号
北海道・東北エリア	ホテルライフォート札幌	〒064-0810 北海道札幌市中央区南10条西1	011-521-5211
	サンセール盛岡	〒020-0883 岩手県盛岡市志塚町1-10	019-651-3322
	ホテル白萩	〒980-0012 宮城県仙台市青葉区錦町2-2-19	022-265-3411
	あづま荘（飯坂温泉）	〒960-0201 福島県福島市飯坂町字中ノ内1-1	024-542-3381
関東・甲信越エリア	ホテルレイクビュー水戸	〒310-0015 茨城県水戸市宮町1-6-1	029-224-2727
	ホテルブリランテ武蔵野	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2	048-601-5555
	ホテルポートプラザちば	〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港8-5	043-247-7211
	ホテル信濃路	〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
	みやま荘（浅間温泉）	〒390-0303 長野県松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547
北陸・東海エリア	パレブラン高志会館	〒930-0018 富山県富山市千歳町1-3-1	076-441-2255
	ホテルグランヴェール岐山	〒500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6-14	058-263-7111
	ホテルルブラ王山	〒464-0841 愛知県名古屋市中千種区覚王山通8-18	052-762-3151
	プラザ洞津	〒514-0042 三重県津市新町1-6-28	059-227-3291
近畿エリア	花のいえ	〒616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9	075-861-1545
	ホテルアウィーナ大阪	〒543-0031 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	06-6772-1441
	ホテル北野プラザ六甲荘	〒650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町1-1-14	078-241-2451
	ホテルリガーレ春日野	〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町757-2	0742-22-6021
	ホテルアバローム紀の国	〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北2-1-2	073-436-1200
中国・四国エリア	白兔会館	〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町556	0857-23-1021
	サンラポーむらくも	〒690-0887 島根県松江市殿町369	0852-21-2670
	ピュアリティまきび	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-6-41	086-232-0511
	セントコア山口（湯田温泉）	〒753-0056 山口県山口市湯田温泉3-2-7	083-922-0811
	にぎたつ会館（道後温泉）	〒790-0858 愛媛県松山市道後姫塚118-2	089-941-3939
	高知会館	〒780-0870 高知県高知市本町5-6-42	088-823-7123
九州・沖縄エリア	福岡リーセントホテル	〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎2-52-1	092-641-7741
	小倉リーセントホテル	〒803-0811 福岡県北九州市小倉北区大門1-1-17	093-581-5673
	グランデはがくれ	〒840-0815 佐賀県佐賀市天神2-1-36	0952-25-2212
	ホテルセントヒル長崎	〒850-0052 長崎県長崎市筑後町4-10	095-822-2251
	水前寺共済会館グレースィア	〒862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺1-33-18	096-383-1281
	豊泉荘（別府温泉）	〒874-0902 大分県別府市青山町5-73	0977-23-4281
	ホテルウェルビューかごしま	〒890-0062 鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-25	099-206-3838

宿泊施設の相互利用について

○ 公立学校共済組合

経営管理班 022-211-3673

公立学校共済組合では、以下の共済組合等が経営する宿泊施設において、「マイナポータル」の資格情報画面、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」を提示することにより、組合員と同じ宿泊料金で利用できます。組合員料金で御利用いただける方は、組合員及びその被扶養者です。

共済組合等		
地方職員共済組合	都市職員共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
警察共済組合	指定都市職員共済組合	国家公務員共済組合連合会
各市町村職員共済組合	全国市町村職員共済組合連合会	防衛省共済組合
東京都職員共済組合	文部科学省共済組合	

リフレッシュ・文化活動支援について

○ 互助会

総務事業班 022-211-3678

令和8年度から開始する「リフレッシュ・文化活動支援」では、教職員互助会ポイント(みやぎポイント)の付与、又はポイント相当額の金券等の配布かどちらかを選択することができます。

なお、教職員互助会ポイント(みやぎポイント)の利用可能店舗は、下記のURLで確認することができます。

みやぎポイント(みやぽ)総合サイト

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/miyapo.html>)

公立学校共済組合直営病院について

○ 公立学校共済組合

福利健康班 022-211-3675

公立学校共済組合の直営病院は、組合員や被扶養者の方が安心して医療を受けることができるように福祉事業の一環として設立され、公立学校共済組合が直接運営する病院です。

人間ドックなどの健康管理事業や、健康上の悩みを抱える組合員及び被扶養者の方に対応するため、電話や文書による医療相談を行っておりますので、是非御利用ください。

相談方法などについては、ホームページ又は各病院へお問い合わせください。

ホームページアドレス：<https://www.kouritu.or.jp/hospital/ichiran/index.html>

施設名	住所		電話番号
東北中央病院	〒990-8510	山形県山形市和合町 3-2-5	023-623-5111
関東中央病院	〒158-8531	東京都世田谷区上用賀 6-25-1	03-3429-1171
北陸中央病院	〒932-8503	富山県小矢部市野寺 123	0766-67-1150
東海中央病院	〒504-8601	岐阜県各務原市蘇原東島町 4-6-2	058-382-3101
近畿教職員ストレスケアクリニック	〒664-8533	兵庫県伊丹市車塚 3-1	072-781-3712
中国中央病院	〒720-0001	広島県福山市御幸町大字上岩成 148-13	084-970-2121
四国中央病院	〒799-0193	愛媛県四国中央市川之江町 2233	0896-58-3515
九州中央病院	〒815-8588	福岡県福岡市南区塩原 3-23-1	092-541-4936

※ 組合員および被扶養者の方が直営病院を利用するときは、以下のような優遇措置があります。

- 1 室料差額のある病室に入院した場合、差額料金の50%が割り引かれます。
- 2 診断書、証明書等の文書料金の50%が割り引かれます。
- 3 分娩した場合、分娩介助料の50%が割り引かれます。
- 4 人間ドック利用者に対し病院ごとに独自の特典があります。
- 5 入院や人間ドック等のために来院した場合、交通費相当額に一定の割合を乗じた額が支給されます。

和洋中盛合せ

- ◆蔵王牛乳クリームクロケットと宮城県産いわしハンバーグ〜トマトソース〜
- ◆お造り4点盛合せ
(宮城県産銀鮭、宮城県産平目、鮪、甘海老)
- ◆コールドビーフのトリュフソース
- ◆海老と烏賊の南三陸産小松菜炒め
- ◆宮城県産森林鶏の香草焼き
- ◆白石温麺
- ◆デザート

料理
7品

お一人様
税・サービス料込み **¥6,000**

※プラン価格は税・サービス料を含みます。

デリシヤスタイム

2026年5月1日(金)から10月31日(土)まで 季節によりメニュー内容が変わります。

和洋中会席

- ◆伊達いわなのお造り
- ◆宮城県産ブランドポーク「JapanX」のしゃぶしゃぶ
- ◆国産牛サーロインの網焼き
- ◆海老のチリソース煮
- ◆鮑のオイスターソース煮
- ◆握り寿司 2貫
- ◆季節のデザート

料理
7品

お一人様
税・サービス料込み **¥7,000**

※プラン価格は税・サービス料を含みます。

Drink お好きな飲放題プランが選べいただけます。

飲放題プランA

- 日本酒 ●ビール ●ウィスキー ●焼酎 ●カクテル2種
- ワイン(赤・白) ●ジュース ●ウーロン茶
- ジンジャーエール ●ノンアルコールビール

お一人様
税・サービス料込み **¥2,000**

飲放題プランB

- 【地酒】遠田郡美里町「黄金澤」他 ●ビール ●ウィスキー
- 焼酎 ●カクテル2種 ●ワイン(赤・白) ●ジュース
- ウーロン茶 ●ノンアルコールビール

お一人様
税・サービス料込み **¥2,500**

ソフトドリンク

- オレンジジュース ●アップルジュース
- コーラ ●ジンジャーエール
- カルピスウォーター ●ウーロン茶 ●緑茶

お一人様
税・サービス料込み **¥1,300**

※誠にコミュニケーション お問い合わせご予約は 本ご予約・ご希望にお応えいたします。お気軽にお問い合わせください。

ホテル白萩

TEL.022-265-3412 www.hotel-shirahagi.com

〒980-0012 宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19 E-mail info@hotel-shirahagi.com



公立共済やすらぎの宿
イメージキャラクター
旅ニヤン。



公立共済メンバーズカード会員



10万人突破!!

ありがとう
ニャン!



宴会
食事
宿泊
会議



2026.05-12

公立共済やすらぎの宿で

Good オフ! キャンペーン

下記の期間中やすらぎの宿のご利用時
公立共済メンバーズカードのお支払いで

5月 7月 8月 12月

実施期間

第1弾: 5月1日(金)~ 5月31日(日)
第2弾: 7月1日(水)~ 8月31日(月)
第3弾: 12月1日(火)~ 12月20日(日)

今年も
おトク
ニヤ!



10% OFF!

詳細はキャンペーン特設ページをご覧ください。

<https://www.kourituyasuragi.jp/good-off/>



※本キャンペーンの内容は、予告なく変更することがございます。



全国の公立学校共済組合宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」にてご利用をお待ちしております。

北海道・東北地方

弘前 ホテルライフポート札幌
岩手 サンセール盛岡
宮城 ホテル白萩
福島 あづま荘

関東・甲信越地方

茨城 ホテルレイクビュー水戸
埼玉 ホテルプリランテ武蔵野
千葉 ホテルポートプラザちば
長野 ホテル信濃路
みやま荘

北陸・東海地方

富山 バレプラン高志会館
岐阜 ホテルグランヴェール岐阜
愛知 ホテルルプラ王山
三重 プラザ調津

近畿地方

大阪 ホテルアウィーナ大阪
京都 花のいえ
兵庫 ホテル北野プラザ六甲荘
奈良 ホテルリガーレ春日野
和歌山 ホテルアパローム紀の国

中国・四国地方

鳥取 白兎会館
島根 サンラボーむらくも
岡山 ビュアリティまきび
山口 セントコア山口
愛媛 にぎたつ会館
高知 高知会館

九州地方

福岡 福岡リーセントホテル
小倉リーセントホテル
佐賀 グランデはがくれ
長崎 ホテルセントヒル長崎
熊本 水前寺共済会館グレース
大分 豊泉荘
鹿児島 ホテル ウェルビューかこしま

公立共済メンバーズカードを
まだお持ちでない方はこちら!

ゴールドカード相当のおトクな
カードです。詳しい情報はこちら→



公立学校共済組合

メンタルヘルス相談



LINEを使ったメンタルヘルス相談 (心ほっとサポート@公立学校共済)

教育現場で働く皆さまのLINEによるメンタルヘルス相談窓口です。「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、親身になってあなたの悩みにお応えします。



水・土・日・月曜日 18:00～22:00
(祝日・年末年始を含む)

●利用時間 1日1回30分～60分程度
※利用対象者は組合員のみ

友だち追加は
こちらから



電話・面談メンタルヘルス相談



「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にて
カウンセリングを行います。

こころ 晴れ晴れ

通話料無料 **0800-700-5680**

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1日1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回50分程度 ●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
●無料で面談によるカウンセリングをご利用いただくには、初回申込みを上記
フリーコールで予約する必要があります。

●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。
安心してご利用ください。



Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL **https://www.mh-c.jp/**

ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答



健康・介護の相談



教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休でお応えします。

通話料無料 **0800-777-8349**

●一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
●利用時間 1回20分程度



女性医師電話相談



女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向け
サービスです。(予約制)

女性医師 こころ 納得

通話料無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ



介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

通話料無料 **0120-515-579**

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料) 詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。(トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内)上記の電話番号、二次元コードは公立学校共済組合の組合員専用であり、一般に公開していないため、お取り扱いにご注意ください。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。



組合員の皆様のこころの健康を支えるため、公立共済メンタルヘルスサイト「こころりんく」が開設されました。

「こころりんく」では相談窓口のご紹介をはじめ、こころの不調への対応や予防に役立つ情報、心理士によるコラムなどを掲載しています。

不安を感じたときや、誰かに相談したいと思ったときに、ご活用ください。



マイナンバーカードの利用範囲が広がっています

マイナンバーカードの健康保険証としての利用^(注)や公金受取口座登録制度の開始など、日常生活におけるマイナンバーの利用範囲が広がっています。この機会に、マイナンバーカードの取得および利用をお願いします。

(注) 事前にマイナポータルでの保険証利用登録が必要です。また、マイナンバーカードを使える医療機関や薬局の情報は、事前に厚生労働省ホームページでご確認ください。

マイナンバーカードで受診するメリット

- 本人の同意のもと、診療・薬の情報を医師・薬剤師と共有でき、よりよい医療が可能に!
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単に!
- 高齢受給者証の持参が不要に!



マイナンバーカードの申請・利用方法等の情報は、当共済組合ホームページでご覧いただけます。

 [トップページ](#) ➡ [マイナンバーカードコーナー](#)

